

令和6年度重点提案・要望書

福 井 県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類へと移行し、ポストコロナ社会の到来を迎えております。エネルギーや食糧品価格の高騰などから国民生活や事業活動を守り抜くとともに、次元の異なる少子化対策、成長と分配の好循環、GXの実現、防災・減災の強化などにより、日本経済を力強く再生することが急務であります。

そのためには、交通基盤のミッシングリンクを早期に解消し、国土の強靱化を図るとともに、それぞれ特色ある地方が我が国の成長の源となる分散型国家を実現することが必要です。また、国民生活の安定や産業の発展、国家安全保障の基盤となる原子力・エネルギー政策の実行が必要です。

福井県は今、北陸新幹線福井・敦賀開業を目前に控え、中部縦貫自動車道の県内全線開通と合わせ、100年に一度の大きなチャンスを迎えています。この機を追い風に、新産業や農林水産業の振興、地域公共交通の強化、観光やスポーツ・文化、教育、こども・子育て支援、医療・福祉などの諸施策に全力で取り組んでいく所存です。

次に掲げた事項は、地方の活力を取り戻すとともに、歯止めがかからない人口減少社会の諸問題を克服し、日本全体の成長と発展を実現するための不可欠な事項です。その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

福井県知事 杉本 達治

令和6年度重点提案・要望項目一覧

最重点事項

(交通基盤等の整備)

- 1 北陸新幹線の早期完成・開業 2
- 2 高規格道路の早期開通と国道8号の強靱化 8
- 3 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保 16
- 4 防災・減災、国土強靱化の加速 18

(エネルギー政策)

- 5 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化 20
- 6 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化 25
- 7 原子力発電所立地地域の振興 29
- 8 脱炭素社会の早期実現 33

(地方創生・人口減少対策)

- 9 こども・子育て政策の強化 36
- 10 分散型国家の実現とデジタル技術の社会実装の促進 41

(原油価格・物価高騰対策)

- 11 原油価格・物価高騰等に関する対策の実施 50

重点事項

(人づくり)

- 1 学校教育の充実・強化 57
- 2 教員の働き方改革の推進 63

(産業振興)

- 3 中小企業・新産業への支援充実 66
- 4 農林水産業の成長産業化 69
- 5 外国人が活躍できる環境の整備 75

(交通)

- 6 地域鉄道の維持・活性化 78
- 7 地域公共交通の利便性向上 80
- 8 幹線道路ネットワークの整備推進 82

(交流拡大)

- 9 北陸新幹線開業効果の最大化 84
- 10 スポーツを通じた地方の活力創出 87
- 11 福井の歴史、伝統文化の発信・応援 89

(安全・安心)

- 12 誰もが安心して暮らせる医療と福祉 92
- 13 県民の安全・安心の向上 101
- 14 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化 109
- 15 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置 110
- 16 拉致問題の早期かつ全面解決の実現 111

最重点事項

(交通基盤等の整備)

- 1 北陸新幹線の早期完成・開業
- 2 高規格道路の早期開通と国道8号の強靱化
- 3 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保
- 4 防災・減災、国土強靱化対策の加速

(エネルギー政策)

- 5 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 6 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化
- 7 原子力発電所立地地域の振興
- 8 脱炭素社会の早期実現

(地方創生・人口減少対策)

- 9 こども・子育て政策の強化
- 10 分散型国家の実現とデジタル技術の社会実装の促進

(原油価格・物価高騰対策)

- 11 原油価格・物価高騰等に関する対策の実施

北陸新幹線の早期完成・開業

【国土交通省、鉄道・運輸機構】

北陸新幹線は、大きな経済効果を発現し、国土強靱化や東京一極集中の是正、分散型国家の実現に寄与する重要な国家プロジェクトであり、こうした整備効果は、大阪までつながってこそ最大限発揮されるものである。半世紀にわたる本県の悲願である県内開業を今年度末に確実に実現するとともに、敦賀・新大阪間の1日も早い認可・着工および全線開業を実現すること。

1 金沢・敦賀間の確実な開業と利用者の利便性確保

(1) 今年度末の福井・敦賀開業の確実な実現

工事工程の管理を徹底し、関係自治体と適切に情報を共有しながら、今年度末に確実に開業させること。

また、より一層のコスト縮減を図るなど、本県および駅設置市の負担の更なる縮減に継続的に努めること。

(2) 工期遅延に伴う影響の軽減

まちづくりや観光など開業に向けた様々な取組みに対し、工期遅延に伴う必要な対策も含め、国土交通省はもとより政府全体で継続的な支援を行い、本県や駅設置市をはじめとする地方の負担感を極小化すること。

(3) 北陸と関西・中京とのアクセス向上

福井・敦賀開業時における敦賀駅までのかがやき・はくたか・つるぎの運行本数は、金沢駅と同数とするとともに、すべての新幹線と乗り継げる特急を確保し、利便性の高いダイヤとするなど、関西・中京へのアクセス向上を図ること。

また、利用者の利便性を確保するため、料金負担の軽減を図ること。

(4) 新幹線および特急のダイヤ編成

新幹線および敦賀駅発着の特急の始発・終着列車について、県民ができるだけ長く首都圏や関西圏、中京圏に滞在できるようなダイヤ編成とすること。また、かがやきの停車など地元自治体からの要望に十分配慮すること。

2 敦賀・新大阪間の1日も早い認可・着工および全線開業

(1) 沿線地域住民の理解促進

関西をはじめとする沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国家プロジェクトとしての北陸新幹線の必要性や意義を説明し、早期全線整備に向けた理解促進を図ること。

(2) 「北陸新幹線事業推進調査」等の着実な実施

環境アセスメントを丁寧かつ迅速に進めること。また、「北陸新幹線事業推進調査」を着実に進め、施工上の課題を早期に解決するとともに、従来、認可後に行っていた調査を先行的・集中的に行うことにより、開業までの期間を最大限短縮すること。

(3) 情報共有の徹底と全線開業までの道筋の提示

地元との情報共有を徹底しながら調査・検討を迅速に進め、駅位置・詳細ルート等の情報や、認可・着工および全線開業に向けたスケジュール感を早急に明らかにすること。

(4) 着工5条件の早期解決と1日も早い全線開業

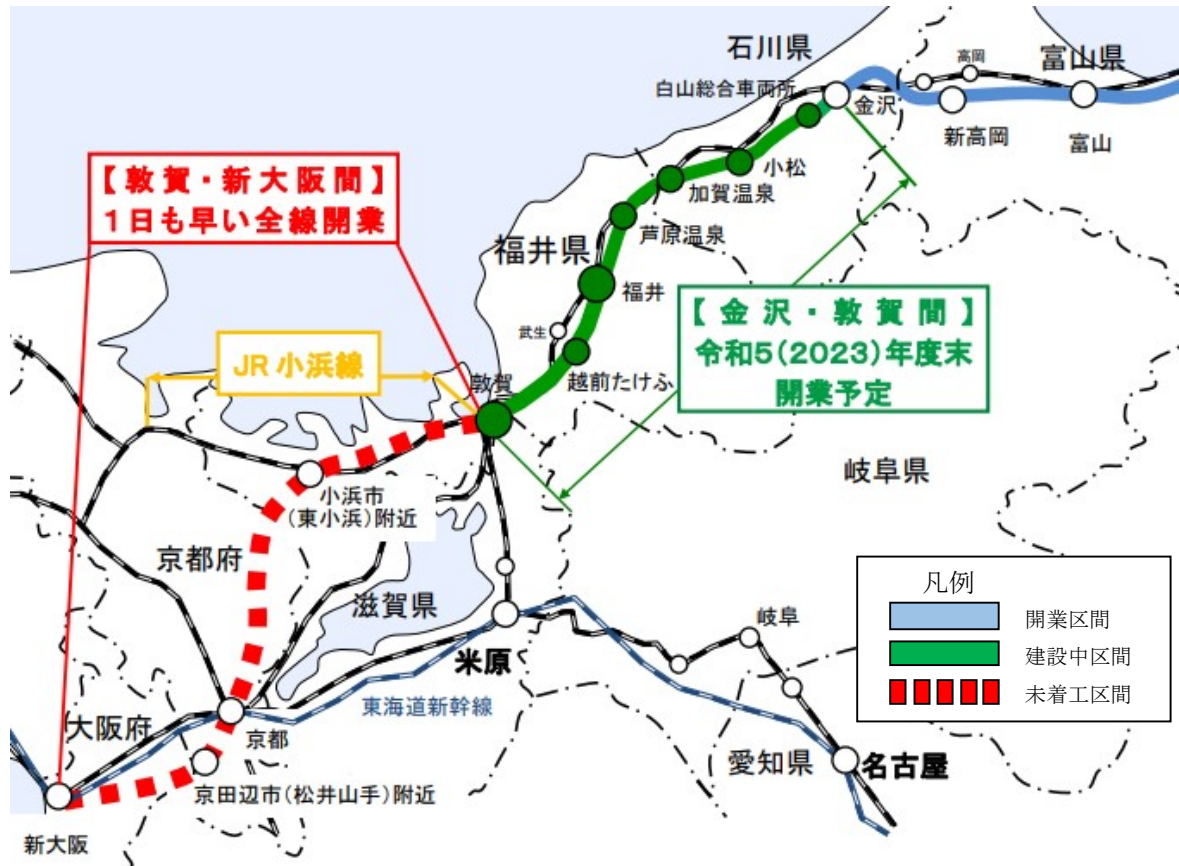
貸付料財源の最大限の確保（算定期間延長等）や国費の大幅な増額等により整備財源を確保するなど、着工5条件を早期に解決し、1日も早い認可・着工および全線開業を実現すること。

(5) 並行在来線の取扱い

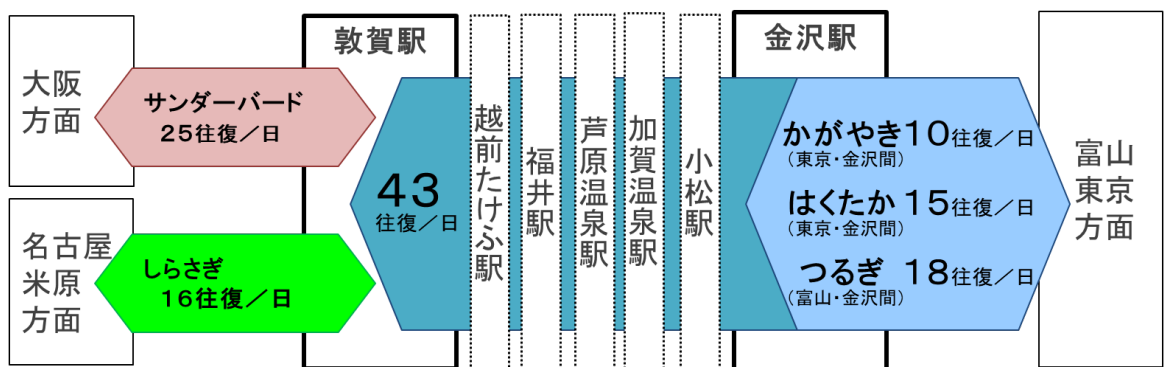
J R小浜線は特急が運行されておらず、また、新幹線開業により旅客輸送量が著しく低下する路線ではないため、敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線には該当しないことを確認すること。

最重点事項 1

○北陸新幹線の整備状況



○福井・敦賀開業時の利便性確保



※サンダーバード、しらさぎ両方の維持・拡大が必要

※新幹線43往復と同数の運行本数を敦賀駅まで確保

R2.3 改正ダイヤに基づく運行本数(コロナ禍以前)

・2018年度の鉄道旅客流動	北陸・関西間 1日当たり	18,500人
	北陸・中京間 1日当たり	4,100人

※コロナ禍以前の状況

3 並行在来線への支援

北陸新幹線の福井・敦賀開業と同時に J R 西日本から経営分離される北陸本線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段であるとともに、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担う重要な社会基盤である。

本県の経営分離区間は、北陸三県の中で最も輸送密度が低く、多くの運賃収入が見込めない上、全国の並行在来線で唯一、交流区間と直流区間を跨ぐ運行となることや、長大な北陸トンネルおよび特別豪雪地帯を有することにより他路線に比べ多額の維持経費を要するなど、厳しい経営状況が想定される。

これらを踏まえ、本県の並行在来線が第三セクターにより将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう、以下の支援策を講じること。

(1) 鉄道事業再構築実施計画の実施に対する支援

鉄道事業再構築実施計画に基づき実施する新駅の整備や既存駅の機能向上、駅周辺のまちづくりなど、利用者確保に必要な投資に対し、新たに基幹事業として位置付けられた社会資本整備総合交付金での採択を行うこと。

(2) 運行維持に必要な財政支援

並行在来線会社の大きな収入源となっている貨物線路使用料の算定について、利用者数を維持するために旅客列車を増便する場合においても減少しない方法へ改めるとともに、重量のある貨物列車の走行に必要な路盤やレールの強化など高水準の設備保守に配慮したものとすること。

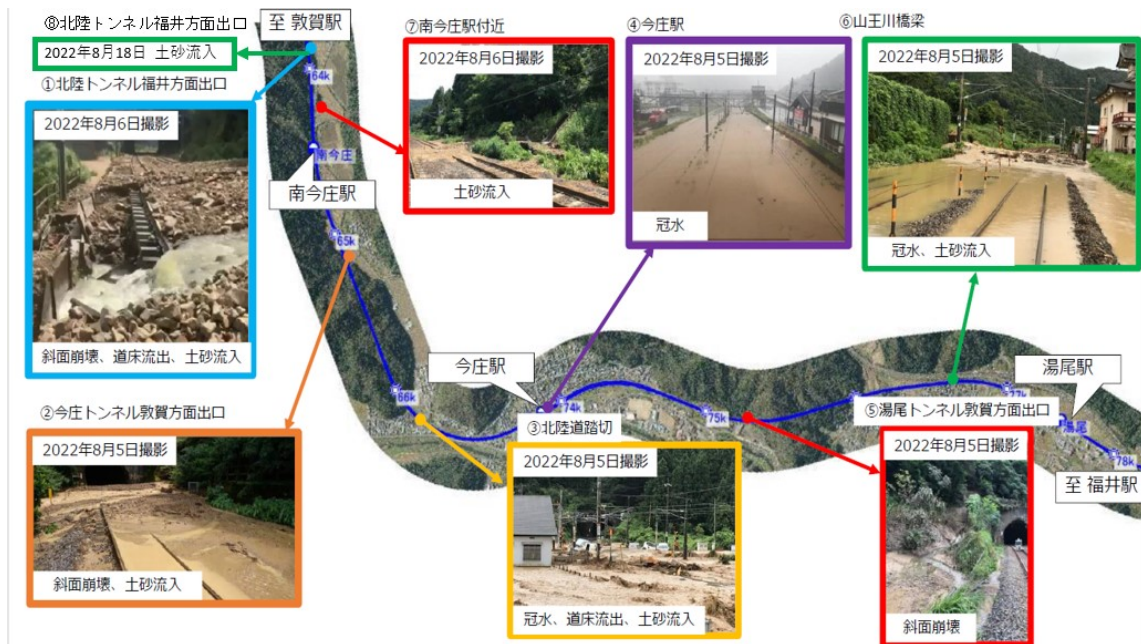
さらに、運営費に対する新たな支援制度の創設など、法制化も含めた財政支援措置を行うこと。

(3) 災害復旧に対する財政支援の拡充

令和4年8月大雨ではJR北陸本線において、大規模な交通障害が発生し、人流・物流が遮断された。重要な社会インフラである鉄道が被災した際、速やかな復旧を図ることができるよう、鉄道軌道災害復旧事業費補助制度の要件を緩和し、国庫補助率を大幅に引き上げるとともに、地方負担に係る地方財政措置を拡充すること。

【担当部署：未来創造部 新幹線建設推進課、地域鉄道課】

○令和4年8月大雨による北陸本線の主な被災状況



高規格道路の早期開通と国道 8 号の強靱化

【国土交通省】

本県の高規格道路および国道 8 号は、日本海側の東西国土軸として北陸圏と中京圏・関西圏の広域的な連携をさらに強化し、これら圏域全体における産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 中部縦貫自動車道大野油坂道路の予算確保と早期完成・開通

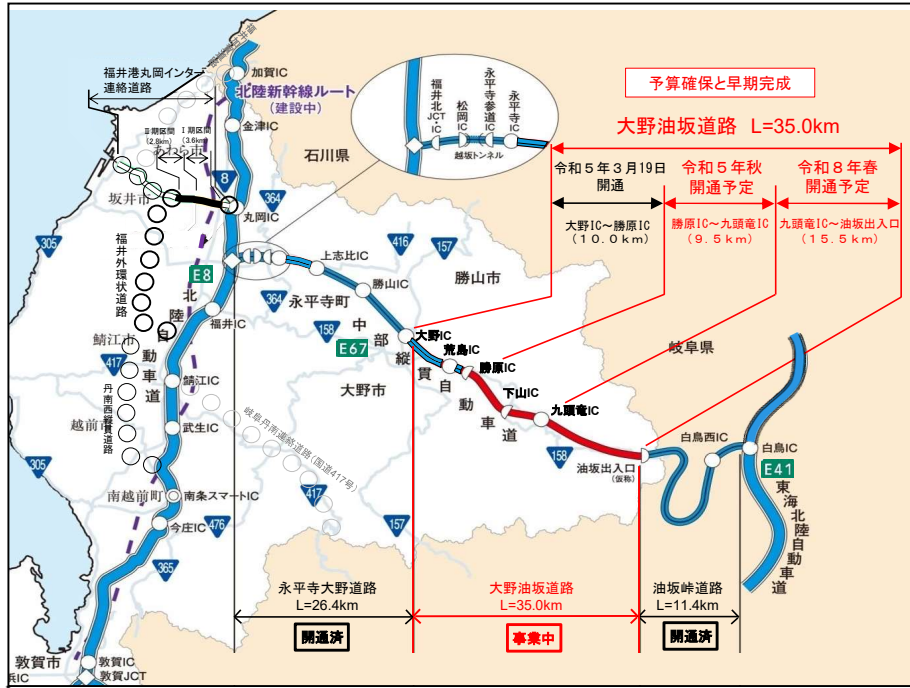
一日も早い大野油坂道路の全線開通が実現できるよう、補正予算を含め必要な予算措置を行うとともに、以下の対策を講じること。

- ① 令和 5 年秋の勝原^{かどはら}～九頭竜間の確実な開通を実現すること。
- ② 令和 8 年春に開通予定の九頭竜～油坂間について、一日も早く開通を実現すること。

資材価格の高騰等により大野油坂道路の事業費増が生じているが、国として必要な社会資本整備である当該事業を着実に進めるため、交付税措置率の高い「国土強靱化予算」を増やすなど、地方負担の軽減を図ること。

最重点事項 2

○中部縦貫自動車道の整備状況



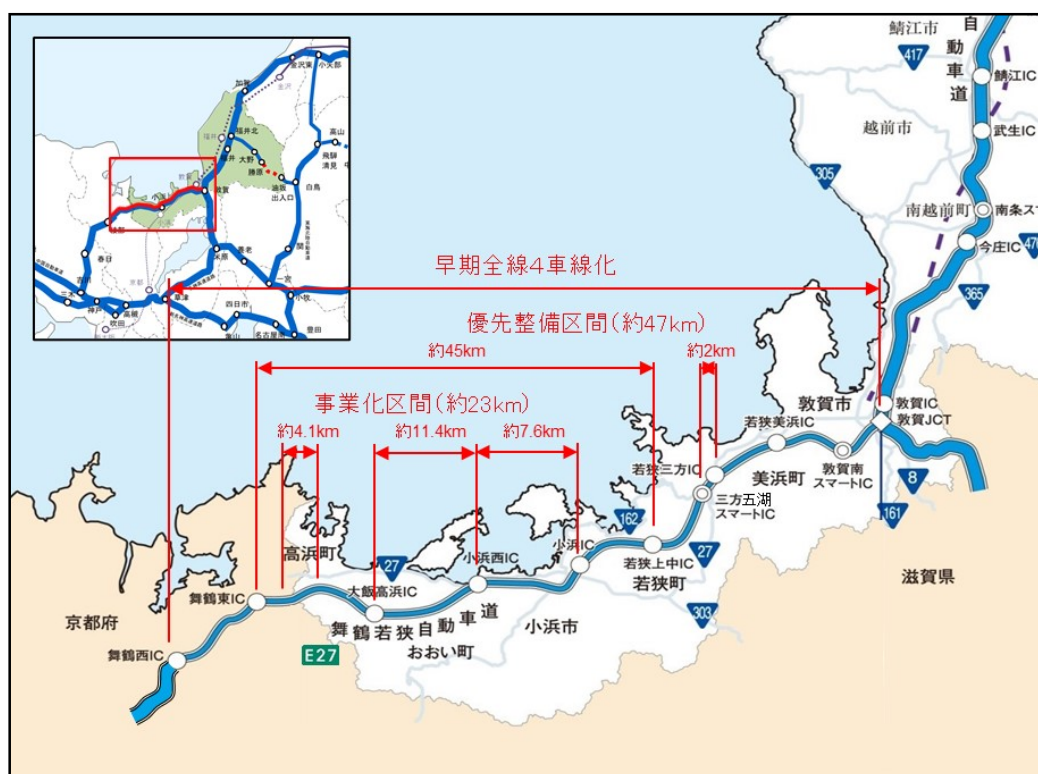
2 舞鶴若狭自動車道の4車線化整備

舞鶴若狭自動車道の全線4車線化は、大雨・大雪時のネットワーク代替性確保や事故防止のみならず、原子力災害時の円滑な広域避難の観点からも重要であることから、早期に実現できるよう、財政投融資の活用等の予算措置を行うとともに、以下の対策を講じること。

- ①既に事業化された舞鶴東～小浜間（約23km）の工事に早期に着手すること。
- ②優先整備区間に選定された区間（舞鶴東～若狭上中間、三方五湖スマートIC～若狭三方間）を早期に事業化すること。
- ③残る区間（若狭上中～三方五湖スマートIC間、若狭三方～敦賀間）の4車線化を図ること。

あわせて、大型車による物流の需要増加に対応するため、大型車向けの駐車場を増設すること。

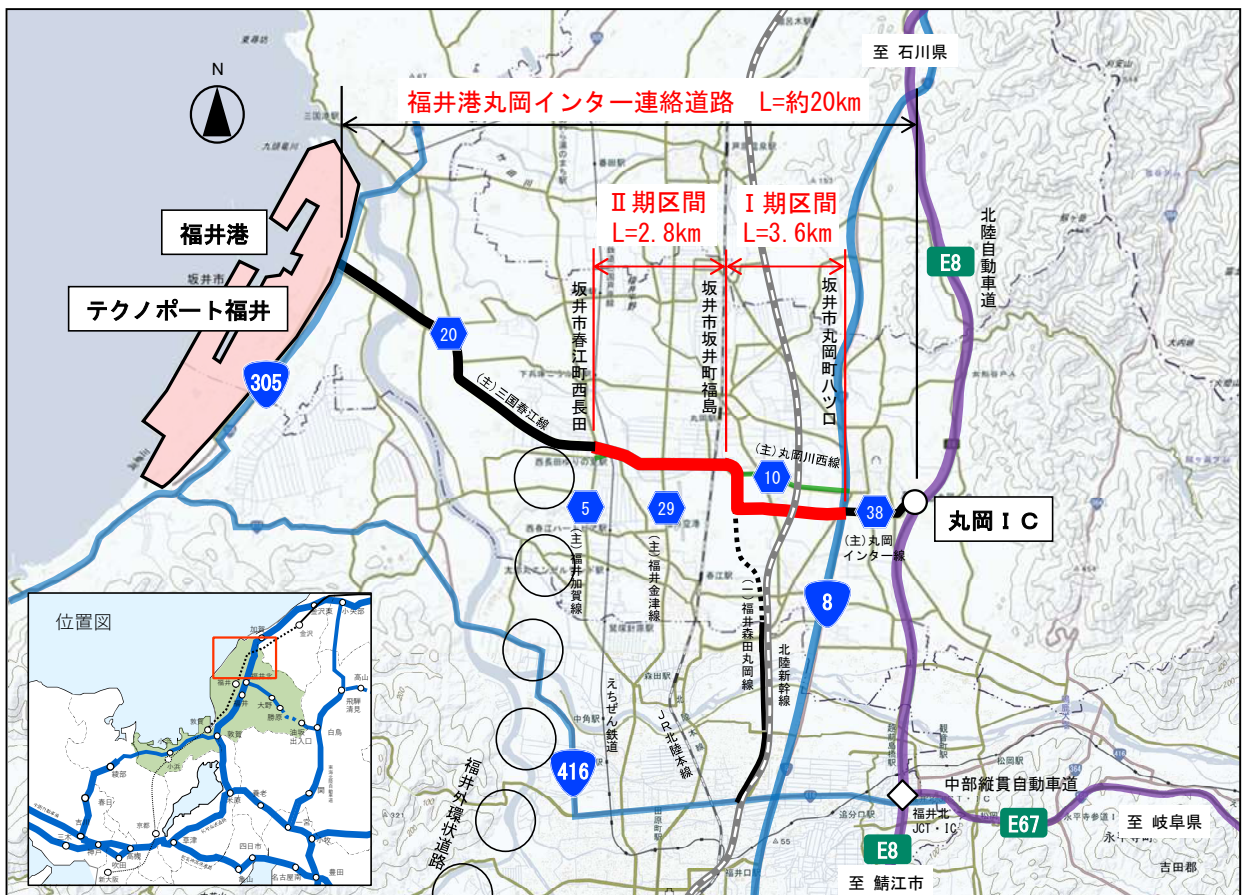
○舞鶴若狭自動車道の整備状況



3 福井港丸岡インター連絡道路の整備推進

福井港丸岡インター連絡道路は、中部縦貫自動車道と一体となり、新たな東西の物流軸として日本海側の福井港と中京圏を結ぶ道路であるため、I期区間（福島・八ツ口間（3.6km））およびII期区間（西長田・福島間（2.8km））が早期に開通できるよう、補正予算を含め必要な予算措置を行うこと。

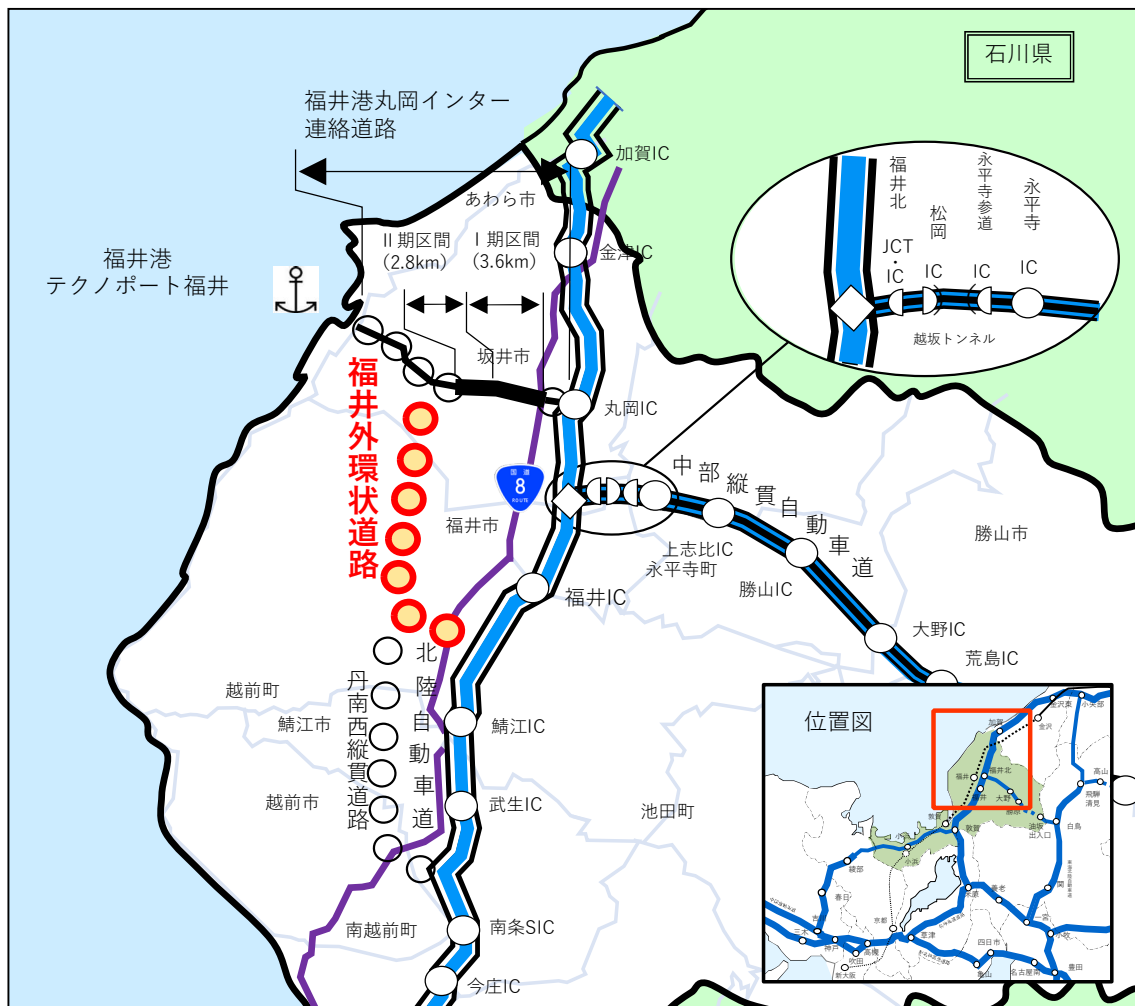
○福井港丸岡インター連絡道路の整備状況



4 福井外環状道路の計画の具体化

重要物流道路である福井外環状道路は、物流・産業等の経済活動の支援や福井都市圏の交通分散による渋滞解消等を目的とした、新たな広域道路ネットワークを形成する道路であるため、早期事業化に向けて、計画の具体化を進めること。

○福井外環状道路の要望箇所図



5 国道8号の強靱化

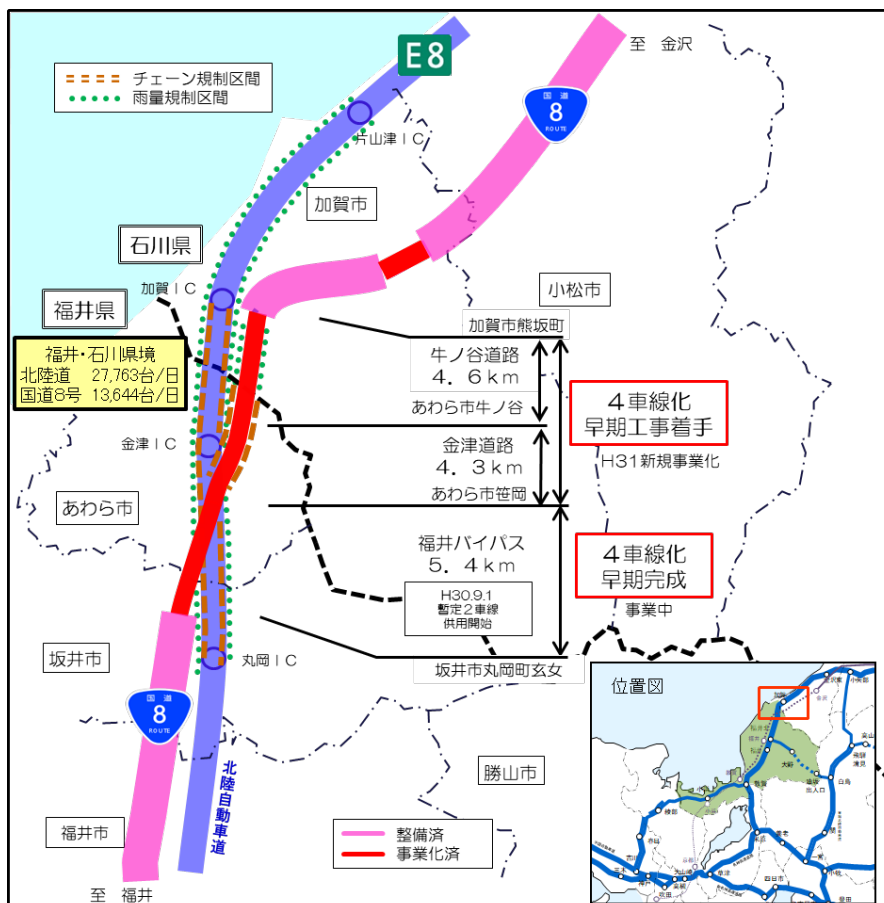
国道8号は関西・中京から北陸、東北を結ぶ日本海側の国土軸で、物流において大きな役割を果たすとともに、国土強靱化の面で重要な路線である。また、令和3年1月の大雪、令和4年8月の大雨では、大規模な交通障害が発生し社会経済への大きな影響が生じるなど、平常時に加え災害時における機能の強化を進めることが急務であるため、以下の区間の早期整備に最大限努めること。

(1) 石川・福井県境部の整備推進

石川県加賀市熊坂町^{くまきかまち}～あわら市笹岡間（8.9 km）の牛ノ谷道路、金津道路について、早期に4車線化工事に着手すること。

福井バイパスの暫定2車線区間であるあわら市笹岡^{げんによ}～坂井市丸岡町玄女間（5.4 km）の完成時期を公表し、早期に4車線で完成すること。

○国道8号 石川・福井県境区間の整備状況



最重点事項 2

(2) 南越前町～敦賀市間の早期事業化・早期整備

敦賀市^{あげの}挙野～^{たい}田結間（3.8 km）の敦賀防災について、早期完成に向け事業進捗が図られるよう、必要な予算措置を講じること。

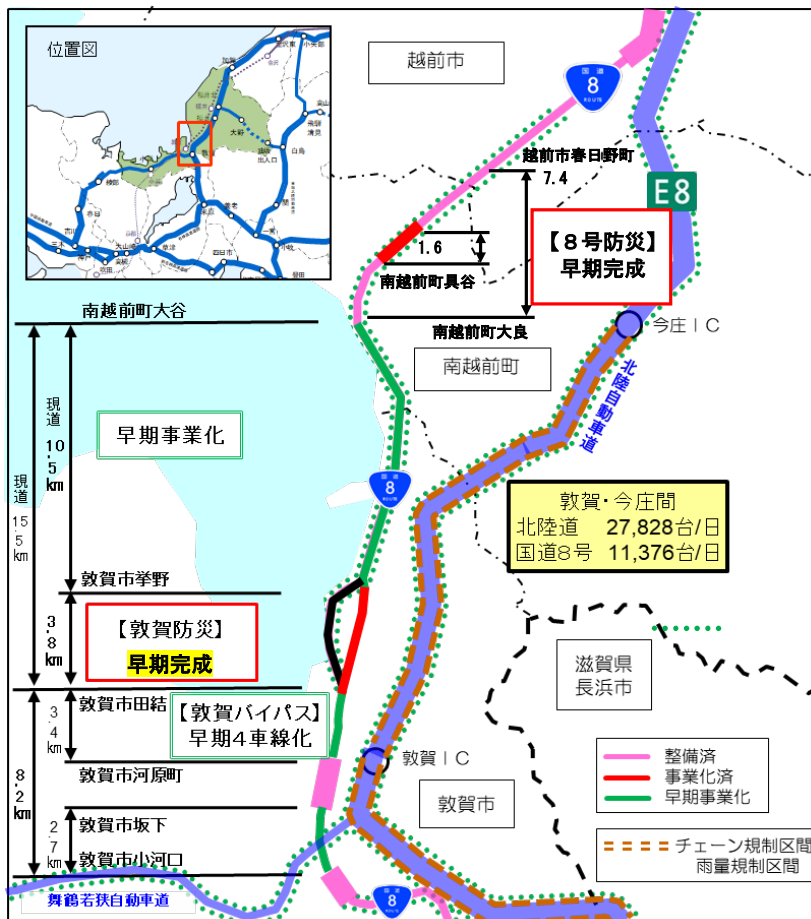
令和4年8月の大雨等による通行止めや事故が多発する南越前町大谷～敦賀市^{あげの}挙野間（10.5 km）については、具体的な対策の検討を進め、早期事業化を図るとともに、現道の防災上危険な個所についても早急に対策を実施すること。

越前市^{かすがのちょう}春日野町～^{だい}南越前町大良間（7.4 km）の8号防災について、残る南越前町^{ぐだに}具谷地区の区間（1.6 km）を早期に完成すること。

(3) 敦賀バイパスの整備推進

敦賀市^{たい}田結～^{おごぐち}小河口間（8.2 km）の敦賀バイパスについて、早期に全線4車線化すること。

○国道8号 南越前町～敦賀市区間の整備状況



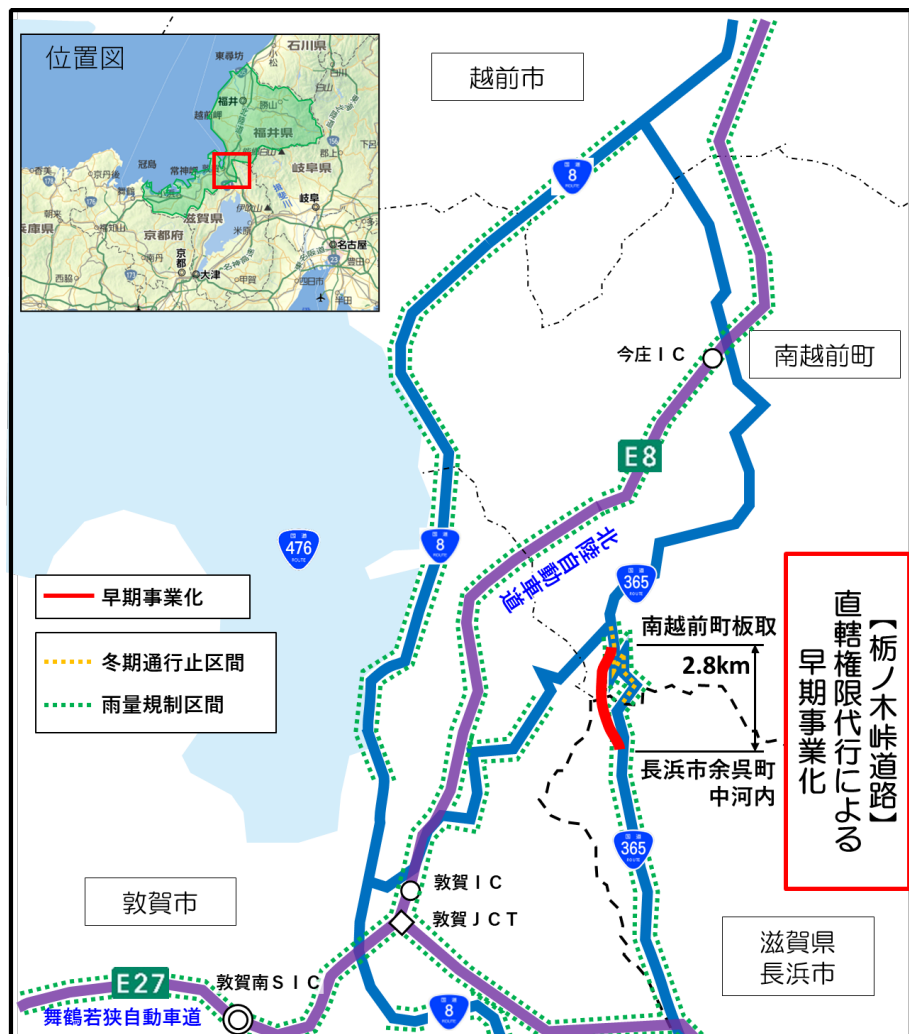
最重点事項 2

6 国道365号栃ノ木峠道路の直轄権限代行による早期事業化

令和4年8月の大雨など、近接する北陸自動車道と国道8号の同時通行止めが頻繁に発生することから、リダンダンシー確保のため栃ノ木峠道路の早期整備が必要である。当該道路は県境をまたぐトンネル計画であり、脆弱な地質のため難工事が想定され、高度な技術力などが必要であることから、直轄権限代行に向けた直轄調査の実施および早期事業化を図ること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課】

○国道365号栃ノ木峠道路の要望箇所図



敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保

【国土交通省】

敦賀港は、北海道から九州までの日本全域を背後圏とし、日本海側の港湾で唯一、コンテナ、フェリー、RORO船の航路が就航するユニットロードの拠点である。また、4車線化が進む舞鶴若狭自動車道等の複数の高速交通体系で太平洋側と直結するとともに、関西・中京圏から最も近い日本海側港湾であることから、太平洋側港湾被災時の代替港としての機能を有する。

このような敦賀港において、さらに港湾機能を強化するため、以下の対策を講じるとともに、必要な港湾予算を確保すること。

1 鞆山南地区ユニットロードターミナルの整備推進

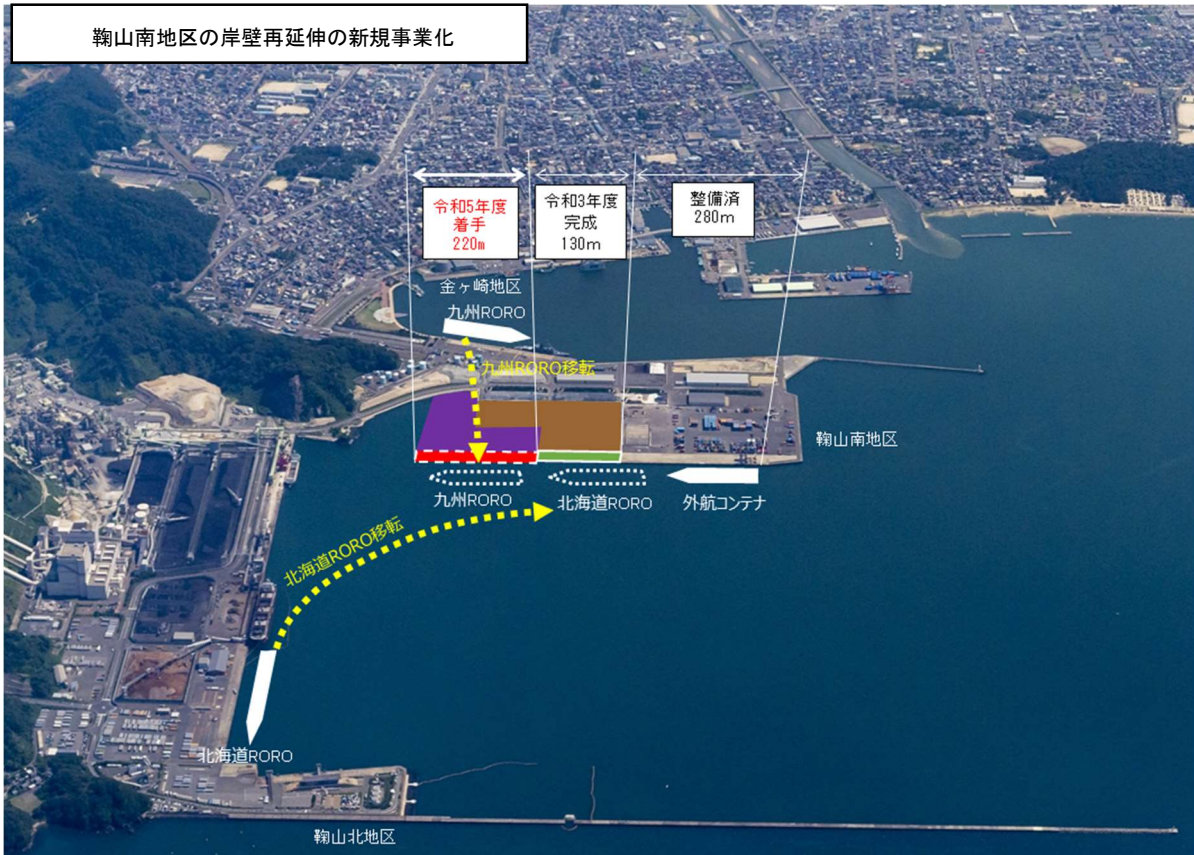
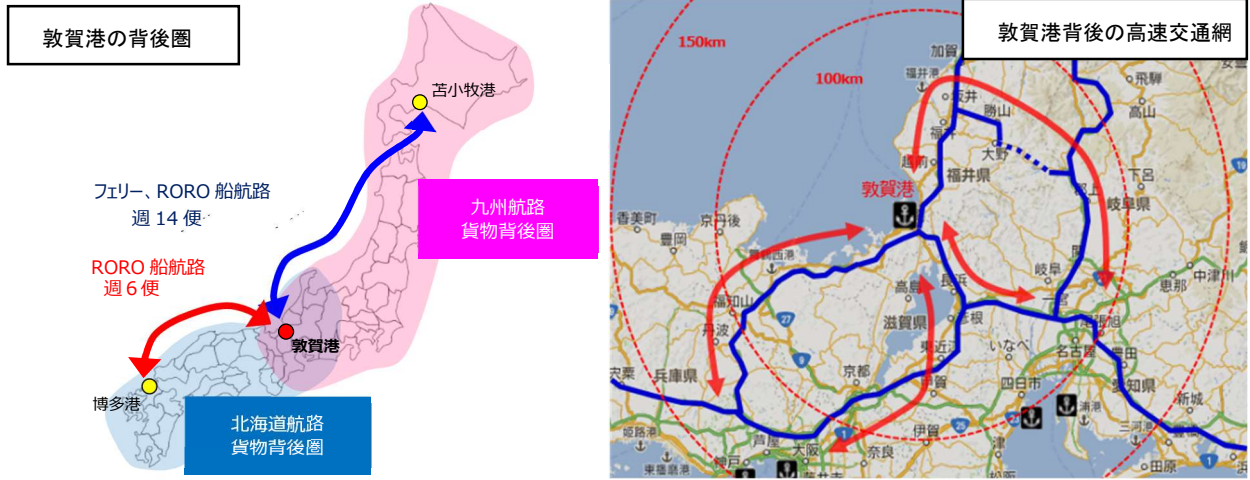
日本海側最大のユニットロードの拠点である敦賀港において、コンテナ、RORO貨物の集約による荷役の効率化、モーダルシフトの促進、南海トラフ地震等における太平洋側港湾のバックアップ機能の強化を図るため、鞆山南地区国際物流ターミナルの岸壁の整備推進を図ること。

2 新技術の活用による港湾機能の高度化の推進

国の中長期政策（PORT2030）に位置づけられている次世代高規格ユニットロードターミナルを敦賀港において実現できるよう、情報管理システムなどの導入に向けた技術的支援等を行うこと。

【担当部署：土木部 港湾空港課】

最重点事項 3



次世代高規格ユニットロードターミナルイメージ



2 地域の国土強靱化加速に必要な予算・財源確保

国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施していくため、令和3年度から7年度を期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、今般の大雪を踏まえ、雪害対策など対象事業の更なる拡充を図り、各年度予算を十分に確保すること。

また、新たな国土強靱化基本計画に基づき、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源の別枠確保などの制度設計について十分配慮すること。

【拡充が必要な事業の例】

- ・ 消雪施設の整備、除雪機械の整備
- ・ 道路照明のLED化
- ・ 水位計・河川監視カメラ等機器の更新費用 等

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課、道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課】

エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

【文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会】

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

第6次エネルギー基本計画では、2050年に向けて「原子力について必要な規模を持続的に活用していく」とし、本年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」ではGXに向けた脱炭素の取組みとして原子力を最大限活用する方針が新たに示され、5月には「GX脱炭素電源法」が成立したところである。

一方で、原子力の必要な規模とその確保に向けた道筋は明らかになっていない。

また、県民の安全・安心を最優先することが重要であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要がある。

については、以下の対策を講じること。

1 原子力・エネルギー政策の実行

(1) 原子力政策の明確化と着実な実行

将来の原子力の必要な規模とその確保に向けた道筋など原子力の将来像をより明確にするとともに、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題に対して責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

また、「GX実現に向けた基本方針」および「GX脱炭素電源法」で示された原子力活用の方針や国の責務等を踏まえ、エネルギー基本計画を早期に見直すこと。

(2) 原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性および「GX実現に向けた基本方針」等に示された運転期間延長、次世代革新炉の開発・建設などの原子力活用の方針について、立地地域はもとより電力消費地において説明を尽くすこと。また、理解活動の効果検証等を通じて、広報手法の工夫・改善を行い、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。

さらに、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

(3) 運転サイクル長期化等における安全性の確認

「今後の原子力政策の方向性と行動指針」で示された運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等について、国が事業者と十分議論の上、安全性を厳正に確認すること。

(4) 安全対策に係る事業環境の整備

事業者において、既設炉の活用、次世代革新炉の開発・建設に係る安全対策への投資が十分に行えるよう、国が早急に事業環境を整備すること。

(5) 関西電力の業務改善への対応

金品受領問題、顧客情報不正利用問題にかかる業務改善計画等を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

(6) 使用済燃料の中間貯蔵施設への主体的な対応

使用済燃料の中間貯蔵施設の県外立地について、2023年末までの計画地点確定に向け、エネルギー基本計画に基づき、政策当事者として国が主体となって関係者の理解確保等の取り組みを着実に進めること。

(7) 使用済MOX燃料の処理・処分への対応

使用済MOX燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

(8) 「もんじゅ」、「ふげん」の廃止措置への対応

- ① 「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。

また、発電設備の解体撤去等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

使用済燃料およびナトリウムの県外搬出については、国が示した搬出期限までに実行できるよう、政府一体となって取り組むこと。

- ② 「ふげん」の廃止措置については、解体工法の変更に伴う技術開発の工程管理を徹底するなど、指導・監督を強化すること。

また、使用済燃料の海外搬出時期の見直しについては、関係機関との調整を進め、早期に確実な計画を示すこと。

- ③ 廃止措置計画の変更および廃止措置の進捗状況について、県民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。

(9) 原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

(10) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

2 実効性ある安全規制の実施

- ① 原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、科学的・技術的観点から原子力発電所の安全を遅滞なく効率的に確認し、安全の確保を図るとともに、発電所の安全審査について、県民・国民に対し、正確で分かりやすい説明を行い、理解確保に努めること。
- ② 高経年化炉に関する新たな安全規制については、具体的な審査基準等を早期に示すとともに、県民・国民に対し丁寧でわかりやすい説明を行うこと。
- ③ 新たな安全規制に係る審査が遅滞なく行われるよう、本庁での審査体制を強化すること。また、現場を重視した安全対策・事故制圧・防災体制の徹底を図るため、現地の規制事務所の人員体制を充実強化すること。
- ④ 新検査制度について、第三者の意見等を踏まえた運用改善や検査結果の透明性確保に努めること。

⑤立地自治体の求めに応じて意見交換を行い、地元との意思疎通を図ること。

⑥活断層の評価等については、事業者と十分にコミュニケーションを取り、科学的根拠をもとに議論を尽くすこと。

3 LNG・水素インフラ整備の実現

エネルギー供給網の強靱化の観点から、日本海側と太平洋側を結ぶ広域ガスパイプラインの整備構想を国が早期に策定すること。

【担当部署：防災安全部 原子力安全対策課 / エネルギー環境部 エネルギー課
/ 教育庁 義務教育課】

原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

【内閣府、財務省、国土交通省、防衛省、原子力規制委員会】

立地地域住民の安全・安心を確保するため、原子力発電所周辺の防災対策を一層充実強化する必要があることから、以下の対策を講じること。

1 原子力防災対策の充実

(1) 広域避難体制の整備

- ①広域避難計画（「緊急時対応」）について、敦賀地域においても、国が主体的に実効性ある計画を策定すること。策定された広域避難計画については、訓練や専門的知見を踏まえ改善を図るとともに、県民への広報・周知を行い、原子力防災対策に係る理解促進を図ること。
- ②被ばくの影響を低減させる屋内退避の重要性や木造住宅を含む一般住宅での効果について、化学的根拠に基づき、県民に対して、分かりやすく説明すること。
- ③バスや福祉車両の輸送手段、スクリーニング・除染体制など、避難行動要支援者を含む住民が迅速かつ安全に避難できる体制を整備すること。
- ④近年、短期間の集中的な大雪が全国的に発生していることを踏まえ、大雪時に住民避難が円滑に実施できるよう、避難道路の確保や除雪体制の充実を図ること。
- ⑤住民への迅速な情報伝達や避難所運営のDX化を推進するため、デジタル技術を活用した避難者支援業務の実証事業等を踏まえ、情報システムの整備方針を示し、全国展開すること。
- ⑥国が策定した感染症流行下での防護措置ガイドラインについて、感染症に係る最新の専門的知見等を踏まえた見直しを行うこと。

(2) 予測的手法の活用

避難ルートや避難先の選定などには、参考情報として放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

(3) 原子力災害時における事故制圧体制と避難支援体制の強化

- ① 重大事故が起こった場合に備え、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国や実動機関、原子力事業者が、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- ② 原子力緊急事態支援センターに対して、実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。
- ③ 自然災害等により集落が孤立した場合に、大量輸送による迅速な避難を行うため、大型ヘリコプターや大型船舶など多様な避難手段を確保し、実動機関が一体となった避難支援体制を強化すること。

(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の充実・発信

- ① 安定ヨウ素剤の事前配布を進めるため、医療用医薬品としての位置付けを見直し、対象者個人への直接送付を認めるなど、住民や自治体のさらなる負担軽減の方法を示すこと。
- ② UPZにおける安定ヨウ素剤の事前配布への対応が各道府県で大きく異なることから、原子力防災対策としての科学的知見を踏まえ、国が安定ヨウ素剤配布の方向性を示すこと。
また、配布対象者の範囲など配布・服用体制のあり方について、原子力災害対策指針等に反映させること。

(5) スクリーニング・除染体制の充実

スクリーニング・除染に必要な資機材の関係道府県間における広域共用について、どの地域で災害が起きても必要な数量の資機材を確実に相互融通・確保できるよう運送事業者との調整など国が統括的な対応を行うこと。

併せて、資機材の保管場所からスクリーニング会場への搬送・展開方法や契約条件等について、国が基本的な考え方を示すなど道府県に対する十分な支援を行うこと。

また、スクリーニング・除染の実施にあたっては、多くの要員の確保が必要となることから、電力事業者に加え、国や自衛隊等による支援体制を整備すること。

(6) 緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築

①令和5年5月に、国の「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」が制定され、実施主体となる県による実施計画の策定が位置付けられたが、測定結果に基づく甲状腺被ばく線量の推定方法や測定データの管理方法、住民への説明のあり方など、実施の意義・目的に関わる多くの事項が、未だ検討されていない状況となっている。これら県の実施体制構築に必要な検討課題については、国が地方自治体の意見を取り入れながら早期に検討を進めること。

②詳細測定については、現在開発中の可搬型の測定機器実用化までは、機器を有する医療機関等での実施となり、遠方への搬送などの負担が大きいため、実用化見込みを早期に示すとともに、実用化前の詳細測定について、国が車載のホールボディカウンタを避難所に投入するなど、具体的な対応策を講じること。

③被災自治体においては、緊急時に様々な業務が集中し、必要な測定体制のための人員確保は困難であり、全国的な測定要員の体制構築が必要となることから、広域的な調整について、国が主導して進めること。

また、特に全国的な応援体制が想定される電力事業者に対しては、事業者内での研修実施により要員の測定対応の知識・技能の習得を行うよう国が事業者を指導するなど、広域的な人材確保・育成に取り組むこと。

【担当部署：防災安全部 危機管理課 / 健康福祉部 地域医療課】

原子力発電所立地地域の振興

【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会】

先月改正された原子力基本法では、立地地域の地域振興や安全安心などの取組みを推進することが、新たに国の責務として明記された。本県は半世紀以上にわたり、国策である原子力政策に志を持って協力しており、国はこれらの取組みの推進を一層強化し、多様なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを実現するため、以下の施策を着実に実施すること。

1 国の責務による地域振興や安全安心などの取組みの推進

北陸新幹線敦賀以西の早期認可・着工や、舞鶴若狭自動車道の4車線化、県外への避難道路の整備など、立地地域の振興や安全確保につながる取組みを推進すること。

2 共創会議で示された将来像の実現に向けた取組みの推進

立地地域の持続的発展に向け、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」において示された将来像の実現のための十分な予算措置を行い、政府一体となって、国等の取組みを着実に実施すること。

特に、原子力の研究開発については、「もんじゅ」を含む周辺地域の高速炉研究開発の中核的拠点化に向けた調査を早急に実施し、拠点化構想を早期に具体化するとともに、原子力発電の安全性をさらに高める観点から、SMRなど革新的な原子炉を対象とした研究開発を国が主導して進めること。

また、国等の取組みについては、進捗状況を定期的にフォローアップするとともに、社会環境の変化等を踏まえ、事業を追加するなど、必要な修正を行うこと。

3 嶺南Eコースト計画に基づく施策の推進

(1) 原子力人材の維持・強化

「GX実現に向けた基本方針」で示された原子力活用の方針を踏まえ、将来にわたり、原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、原子力人材の確保・育成や技術継承などの国の取組みについて、さらなる充実を図ること。

(2) 原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、中核的施設として国が新たに整備する「試験研究炉」は、わが国の原子力人材の育成の観点からも極めて重要である。京都大学の研究用原子炉（KUR）が2026年5月で運転終了する予定であることから、西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の基盤を維持するため、完成までの工程を明確にし、2026年から間をおかず、早期に整備すること。

設計に当たっては、研究開発や産業分野への活用拡大のため、この試験研究炉にしかない独自の実験装置や機能、大学のサテライトキャンパスや宿泊施設などの周辺環境の整備について検討すること。

また、「もんじゅ」における1,000名雇用の維持については、廃止措置着手から10年を経過した後も、試験研究炉の運転が開始されるまでの間は、十分な雇用の確保に努めること。

(3) 原子力サイクルビジネスへの支援

廃止措置工事等から発生するクリアランス推定物を集中処理・再利用する原子力サイクルビジネスは、地元企業の技術向上・人材育成、受注拡大に加え、廃止措置の円滑化、資源の有効活用による循環型社会への貢献等、国の原子力政策や環境政策を進めるうえでも重要な取組みである。

国としても、これを全国のリーディングプロジェクトとして、規制当局との対話や、実証事業の実施、初期投資への支援等、ビジネスの推進に向けた取組みを支援すること。

また、ビジネスの前提となるクリアランス物のフリーリリースの実現に向けて、国民理解の促進に取り組むこと。

さらに、県が県内企業と連携して行う普及や啓発活動等に対し支援を行うこと。

4 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- ①国の政策転換による廃炉の急激な進行などにより、立地地域の想定を超えた電源三法交付金の減少が続いている。地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。
- ②「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、引き続き現在の交付水準を維持すること。

③電源立地地域対策交付金（長期発展対策交付金）に経年に伴う更なる加算措置を追加するなど電源三法交付金制度の充実強化を図るとともに、立地地域の振興に必要な予算額を確保すること。

④再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。

5 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の充実強化
特別措置法に基づく「振興計画」に掲げる事業については、達成に向け所要の措置を講ずるとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げ、不均一課税の対象業種の拡大など、制度の充実強化を図ること。

6 法人事業税に係る収入金額課税の堅持

電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受益していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。

また、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献しているため、ガス供給業についても同様に、現行以上の見直しを行わないこと。

【担当部署： 総務部 税務課 / エネルギー環境部 エネルギー課】

脱炭素社会の早期実現

【総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、本県は2030年の温室効果ガス49%削減（2013年度比）を目標に排出削減を進めており、自治体の取組みが加速するよう、国が責任をもって以下の対策を講じること。

1 脱炭素社会の実現に向けた支援

- ① 再生可能エネルギーや原子力発電によるCO₂の削減効果について、立地地域の成果として評価する仕組みを設けること。
- ② 2050年のCO₂排出実質ゼロに向けた地方自治体の脱炭素の取組みが確実に進められるよう、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算規模を大幅に拡充すること。また、本県のような豪雪地域における太陽光発電設備の補助率の嵩上げや、既設の太陽光発電設備へ蓄電池を付置する場合も補助対象とするなど、柔軟な支援制度とすること。

2 再エネの導入拡大に向けた電力系統の強化

再生可能エネルギーの導入拡大に向け、大規模蓄電池を活用し、電力需給を調整することにより系統を効率的に運用する送配電ネットワークを創出するなど、電力系統の強化を進めること。

3 風力発電の導入円滑化

- ① 風力発電について、自然環境や景観等への影響、災害の誘発が懸念されるため、十分な調査や説明を行うなど、住民の理解を得て事業を進めるよう、国が責任をもって事業者を指導すること。

- ②「一定の準備段階に進んでいる区域」に位置付けられている本県あわらし沖の洋上風力発電について、関係者の理解促進に努め、「有望な区域」に選定するとともに、地域協議会における議論が円滑に進むよう、十分な配慮を行うこと。

4 水素エネルギーの普及・導入拡大への支援

- ①水素エネルギーの普及・導入拡大のため、燃料電池自動車の購入支援を継続的に行うとともに、需要を拡大するため、様々な価格帯・用途の車両が早期に普及するよう開発支援を行うこと。あわせて、水素ステーションの整備・運営への支援を強化すること。
- ②燃料電池鉄道車両（FCV車両）の早期実用化に向けて、関係法規を整備するとともに、地域全体でスマートエネルギーエリア形成を推進している嶺南地域において、燃料電池鉄道車両の実証試験を行うよう、JRに働きかけること。

5 森林吸収量の確保に向けた林業支援

中長期的な森林吸収量の確保を図るため、林業の生産性向上に必要な高性能林業機械の導入について、経営基盤が脆弱な林業事業者が高い補助率を受けられるよう、目標値の設定等の要件を緩和すること。また、木材の利用拡大を図るための大型加工施設の整備に係る予算を十分に確保するとともに、原材料価格等の高騰を踏まえ、現行制度の上限事業費の設定を見直すこと。

6 J-クレジット制度における森林管理プロジェクト市場の活性化

温室効果ガスの吸収による地球温暖化防止の対策に加え、林業の新たな収入源として期待されている当該制度の普及を図るため、購入者の確保や取引の継続性、採算がとれる価格での取引が重要であることから、クレジットの購入者となる経済界への働きかけを行うなど、森林管理プロジェクトによる森林吸収クレジット市場の活性化を図ること。

7 建築物の木造化・木質化の推進

公共建築物等の木造化・木質化を促進するため、補助率の引上げを図るとともに、既存事業において、完成までに複数年を要する施設を支援の対象にすること。

また、脱炭素社会の実現に資するため、民間建築物についても木造化・木質化が推進されるよう、木材利用に対する税制優遇制度を新設するなど、実効性のある仕組みを構築すること。

【担当部署：未来創造部 地域鉄道課 / エネルギー環境部 エネルギー課
環境政策課 / 農林水産部 県産材活用課、森づくり課】

こども・子育て政策の強化

【こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省】

我が国の少子化問題は深刻さを増し、待ったなしの課題であることから、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、社会全体でこども・子育てを支えていくという意識を醸成していく必要がある。

我が国の持続的な成長のため、ライフステージに合わせた切れ目ない支援を強化し、官民一体となって結婚・出産・子育ての希望を叶えることができる社会を実現すること。

1 地方の子育て環境のさらなる充実

(1) 少子化対策の拡充

「次元の異なる少子化対策」の着実な実現に向けて、各施策の内容やスケジュールを早期に具体化するとともに、将来的な子ども・子育て予算の倍増に確実に取り組むこと。この際、地方の財源確保や地域の自主性・自立性に配慮すること。

(2) 結婚・出産・子育てに温かい社会づくりの形成

子育て環境の優れた地方において子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」について、確実に予算を確保するとともに、複数年にわたる同一事業やハード整備事業を補助対象に加えるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。

(3) 子育て家庭への経済的支援

理想より実際に持つ子どもの数が少ない理由として、経済的負担を挙げる声が多いことを踏まえ、児童手当の所得制限の撤廃や高校卒業までの支給期間の延長、多子世帯への手当額の見直しなどの拡充を確実に実現するとともに、本県が実施している第2子以降の0～2歳児の保育料無償化などの経済的負担軽減につながる対策について積極的に講じること。

(4) 全国一律の子ども医療費助成制度の創設

地方自治体が現物給付方式で子どもの医療費助成を行う場合の国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を早急に廃止すること。

また、子どもの疾病の早期発見と治療を促進するとともに、子育て世代の経済的負担を軽減する観点から、全国の子育て世帯が等しく子ども医療費助成を受けられる環境を整備することが重要であり、国の責任において、全国一律の現物給付方式による子ども医療費助成制度を創設すること。

(5) 保育士等の安定的な確保と配置基準の見直し

保育士の賃金を他産業と遜色のない水準まで処遇改善するとともに、保育士の加配支援、看護師等専門職員の配置、保育補助者の配置など、負担軽減策の充実を図り、保育現場の安定的な人材確保を行うこと。あわせて、保育士の配置基準の改善を実現すること。

また、人口減少地域等においては、児童が少なくすでに経営が苦しくなっている施設や保育人材の確保が深刻な問題となっている施設もあることから、施設型給付の定員区分の細分化や都市部と地方の保育士の給与水準の格差を是正するなど、地方の自治体や保育所等が持続可能な保育提供体制を確保するための制度の見直し等を早急に行うこと。

(6) 幼児教育・保育の支援の一元化

就学前のすべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園への施策を一元化するとともに、施設種別や認定子どもの区分による支援の格差を解消すること。

(7) 放課後の子どもの居場所確保

共働き家族・核家族が仕事と子育てを両立できる環境を整備するため、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設日数の弾力化や、その規模の大小に関わらない充実した財政支援、放課後児童支援員の処遇改善を通じた人材確保を進めること。

(8) ひとり親家庭児童の習い事支援制度の創設

全ての子どもが将来の可能性を広げていくとともに、夢や希望を経済的な理由によってあきらめることがないように、様々な学びや体験の機会を提供するために、ひとり親家庭の子どもの習い事支援への助成制度を創設すること。

(9) 義務教育における学校給食への財政支援

学校給食費は家庭の教育費に占める割合が大きく、家庭の大きな負担になっていることを踏まえ、保護者負担の軽減のため、学校給食費の負担の在り方を整理し、国の責任において無償化を実現できるよう必要な制度を構築すること。

(10) 高校授業料無償化の対象拡大

子どもの数が多くなるにしたがって、高校における経済的負担が大きくなることを踏まえ、多子世帯について、「高等学校等就学支援金制度」の所得制限を撤廃するなど、高校の授業料による経済的負担を軽減すること。

(11) 高等教育（大学・専門学校等）の修学支援制度の拡充

子どもの数が多くなるにしたがって、大学等における経済的負担が大きくなることを踏まえ、多子世帯について、「高等教育の修学支援新制度」の所得制限を撤廃するなど、高等教育機関の授業料による経済的負担を軽減すること。

2 育児と両立できる働き方の推進

(1) 育児休業取得の推進

男性も長期間の育児休業を取得できることが当然となるよう、周囲の社員への応援手当支給の支援などを早急に実現するとともに、育児休業給付金の給付率引上げ期間のさらなる長期化や企業が代替人員を確保するための仕組みの強化などの対策についても積極的に講じること。

(2) こども家庭庁のサテライトオフィスの設置

子育て先進県である本県に、こども家庭庁のサテライトオフィスを設置し、地方と協力した現場主義での施策立案を進めるとともに、子育てと仕事を両立する働き方改革を先導すること。

【担当部署：総務部 大学私学課、未来創造部 未来戦略課、県民協働課
/ 健康福祉部 こども未来課、児童家庭課、教育庁 教職員課、保健体育課】

分散型国家の実現とデジタル技術の社会実装の促進

【内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

成長と分配の好循環による地方の持続可能な経済を実現するため、大学定員や企業の地方分散など、都市から地方に人が流れる社会構造へと転換を図ること。

また、地域が直面する様々な課題をデジタル技術の活用によって解決し、地方活性化を推進していくため、誰もが身近な場所でデジタル技術を活用できる環境を速やかに整備すること。

1 若者が地方で学べる機会の創出

(1) 地域間の大学定員の偏在是正

平成30年度から措置されている東京23区内の大学定員抑制について、今般、デジタル人材育成のため、情報系学部・学科に限り定員規制が緩和される方針が示されたが、まずは地方大学において定員増をはかること。また、東京23区の定員増は、地方大学における定員増を行ってもなお不足する場合に限り実施すること。

(2) 地方大学の特色ある教育・研究の推進

地方国立大学については、令和4年度から、国の審査を踏まえ定員増が特例的に認められているが、地方創生に資する魅力ある地方大学の実現のため、当分の間、制度の継続を図るとともに、成長分野への学部再編や施設整備に要する経費については、補助率や支援額の拡充など、大学の規模にかかわらず十分な支援を行い、特色ある教育・研究の推進を図ること。

2 企業の地方分散の促進

(1) 企業の地方移転促進制度の強化

企業の地方移転を促進する手法として、税収中立を念頭に置きつつ、国の法人税率を引き上げた上で、地方にのみ税額控除を行うことなどにより、実質的に東京と地方の法人税に差を設けること。

(2) 産業技術総合研究所「北陸センター」の機能強化

産業技術総合研究所の北陸デジタルものづくりセンターにおいては、地域の企業や大学、公設試験研究機関等との連携を図るとともに、全国の研究拠点との橋渡しを行うこと。

また、将来的には、日本のものづくりを支える北陸エリア全体のイノベーション創出を担う拠点にふさわしい規模の設備・人員体制を確保すること。

(3) 生産拠点等の国内回帰および地方分散

半導体や次世代電池等の新たな成長産業の立地のために地方自治体を実施する大規模な産業団地整備に向けて、自治体への財政措置など、総合的な支援策を講じること。

(4) スタートアップ支援等の充実

各地域の大学や高等専門学校における技術シーズを活用したスタートアップの創出に向けて、企業に対する施設の整備や大企業との人材マッチングへの支援を拡充するとともに、小中高生も対象に含めた起業家教育を強化すること。また、地域に新しい産業の芽を創出することは重要であり、大学発ベンチャーの活動が促進されるよう、必要な規制緩和に取り組むこと。

さらに、必ずしも高度な技術や斬新なビジネスモデルをベースとしない等のローカル志向の起業希望者が増加しており、そうした希望者に対する都道府県が行う支援施策について、十分な財政措置を講じること。

(5) 全国一律の最低賃金の実現

現在の最低賃金制度は、地方の賃金が低く抑えられる制度であるため、若者や外国人材が都市に集中し、地域間の格差が拡大する要因の一つとなっている。東京一極集中を解消し、成長と分配の好循環が地方でも実現できるよう、現行制度を見直し、全国一律1,000円以上の最低賃金を実現すること。

あわせて、最低賃金引上げにより影響を受ける中小・零細企業が、賃金引上げの原資を確保できるよう、生産性の向上や新たな需要を生み出す技術開発に取り組める業務改善助成金について、細分化されている補助上限額の区分を簡素化するなど、わかりやすく利用しやすい制度として支援制度を拡充すること。

(6) 賃金水準の向上促進

物価高騰が長引く中において生活水準維持はもとより、地域経済の持続的な好循環を生み出し、地方における若者や外国人材の就業や定着につなげるため、地域の実情に応じて、都道府県が事業者に対して賃金の引上げを促し支援できるよう、交付金等の財源措置を行うこと。

3 都市から地方への人の流れの拡大

(1) 移住支援金の拡充

移住支援金について、23区を中心とした東京都からの移住者が近郊県にとどまらず、子育てのしやすい地方へ移住するよう、東京圏の周辺県より遠距離の地域へ移住する際に距離に応じて加算を行うなど、制度の拡充を図ること。

さらに、東京圏に限定した移住支援金制度を、大阪圏、名古屋圏にも拡大し、地方への人の分散を促進すること。

(2) スキルアップ移住への支援金制度

地方において職業訓練等を受けた後、地方企業等に就業した場合においても支援金が支給されるよう、「スキルアップ移住支援金」の創設や移住支援金の申請に猶予期間を設けるなど柔軟な対応を可能とすること。

(3) 関係人口の創出

地域の課題解決や活力向上につながる関係人口の創出を図るため、ワーケーションや地方兼業など、都市と地域との交流機会を拡大する取組みに対し、財政措置を行うこと。

(4) 地域プロジェクトマネージャー制度の拡充

地域おこし協力隊や多様な関係者間を橋渡しする「地域プロジェクトマネージャー」を設置するにあたり、現在、市町のみを対象としている特別交付税措置を県も対象とすること。

(5) 奨学金を活用した若者の地方定着

奨学金の返還支援による若者の地方定着を促進させるため、医療福祉をはじめとした人手不足職種など、現在、対象外としている公務員についても特別交付税措置の対象とすること。

(6) ビッグデータ活用による行政サービスの向上

住民基本台帳に基づく人口移動データについて、秘匿処理したうえで個人の移動経歴をビッグデータとして公表するなど、地方自治体が行う人口移動の要因分析や移住定住施策の企画立案などに活用できる仕組みづくりを行うこと。

4 地方財政への十分な支援

デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進に向けて、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実するとともに、地方創生の継続的な取組に支障が生じることなく、地域の実情に即した対策を講じることができるよう必要な財源措置を講じること。

5 地方創生にふさわしい選挙制度改革

国の選挙制度については、人口減少に直面している地方の声や実情が国政にしっかりと反映されるよう、人口比例に過度に依拠しない制度の構築を検討すること。

参議院の選挙制度については、人口の多寡にかかわらず、都道府県単位による代表が国政に参加できるよう、早期に合区を解消すること。

6 デジタル実装に向けた環境整備

(1) DXによる地域課題解決への支援

デジタル技術を活用し、地域課題の解決や魅力向上をより一層推進するため、「デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ、地方創生拠点整備タイプ）」を継続的に確保・充実させ、地方の自主的な取組みを支援すること。

併せて、「デジタル実装タイプ」において、民間事業者からの提案を踏まえ機動的に行う取組みや、近い将来の実装を見据えた実証経費も対象にするなど、地方の意欲的な取組みに支障が生じることのない柔軟な支援制度へと拡充すること。

(2) デジタル社会を支える人材の育成・確保

地方におけるデジタル人材の質量両面での不足および都市圏への偏在を解消し、地域社会全体でデジタル人材の育成・確保を重層的に進めるため、以下の対策を講じること。

①行政分野でのDXを推進するため、地方公共団体におけるデジタル人材の育成・確保の取組みに対して、財政的支援を充実させ、継続的に実施すること。

②教育分野でのDXを推進するため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校におけるプログラミング教育の充実、外部人材の活用、大学・企業等と連携した取組みに対して、財政的支援を充実させ、継続的に実施すること。

③産業分野でのDXを推進するため、企業に対して経営者の意識改革や社員の学び直しへの積極的な働きかけ、財政的支援を充実させ、継続的に実施すること。

(3) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

令和7年度末までに全ての地方公共団体が基幹20業務システムの標準化およびガバメントクラウドへの移行を確実に実現できるよう、ガバメントクラウド接続サービスの詳細等について、速やかに確定し情報提供を行うこと。

地方公共団体が利用するシステムと標準化基準との適合性確認について、地方公共団体が一義的に責任を有するとされているが、ツールや手順書を速やかに提供するなど、支援を行うこと。

県内の地方公共団体におけるシステムの移行経費が国の補助上限を上回る見込みであることから、補助の上限を見直すなど、十分な財政的支援を行うこと。

(4) アナログ規制の見直し

目視での確認や職員等が現場に赴き行う実地監査等のアナログ規制の見直しにおいては、地方公共団体における取組みが着実に進むよう国の先行的な取組みや法令の見直しに係る助言等を行うとともに、デジタル技術の活用に際し、安全性・実効性の観点で技術検証を進め、活用可能なデジタル技術を整理したテクノロジーマップおよび技術カタログの整備を早急に進め、公開すること。

また、地方公共団体において見直しに必要となる経費については、十分な財政的支援を行うこと。

(5) 情報通信基盤未整備エリアの早期解消

①北陸新幹線「新北陸トンネル」および「中部縦貫自動車道」等、国土強靱化に資する鉄道や主要道路のトンネルについて、開業と同時に携帯電話が利用可能となるよう、電波遮へい対策を確実に進めること。

並行在来線となる北陸本線の「北陸トンネル」等、地域の基幹鉄道が通過する長大トンネルについて、平均通過人員によらず補助対象とするなど支援制度を拡充すること。

②「冠山峠道路」等の県境を跨ぐ国道は、人流・物流の確保の観点から重要であるが、携帯電話の不感地域では、事故発生時の緊急通報や除雪作業時の連絡が行えないなど安全面での課題を抱えている。このため、国がデジタル田園都市国家インフラ整備計画において掲げる「2030年度末までの道路カバー率99%」を確実にかつ早期に実現すること。

また、携帯電話事業者によるエリア整備を促進するため、山間地において基地局や伝送路を整備する際の補助率を引き上げることや維持管理に係る経費も補助対象とすること等、支援制度の拡充を行うこと。

③居住地域において、携帯電話の不感地域が現に残っていることから、デジタル田園都市国家インフラ整備計画に定めるとおり、「全居住エリアをカバーし、全ての国民が4Gを利用可能な状態（エリア外人口0人）を実現する」よう、携帯電話事業者へ確実な整備を促すこと。

④非居住地域においても、地域産業への支援や旅行者の利便性向上を図るため、携帯電話の不感地域となっている観光地等におけるエリア整備が必要である。携帯電話事業者による整備を促すため、国の補助率を上積みするなど財政支援を拡大すること。

(6) マイナンバー制度等における情報連携の拡大

住民情報の活用により、本人の状況に応じたプッシュ型の支援が行えるよう、マイナンバーの利用範囲拡大をはじめとした制度面の見直しや必要となる技術面の検討を早急に行うこと。

【担当部署：総務部 財政課、人事課、情報公開・法制課、大学私学課、税務課
/ 未来創造部 未来戦略課、DX推進課
/ 交流文化部 定住交流課 / 産業労働部 経営改革課
成長産業立地課、産業技術課、労働政策課
/ 教育庁 教育政策課、高校教育課、義務教育課】

原油価格・物価高騰等に関する対策の実施

【内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省】

ロシアのウクライナ侵略や円安の進行による原油価格・物価高騰は、県民の生活はもとより、中小企業、農業・水産業などの幅広い業種にさらなる深刻な打撃を与えている。

厳しい状況が長期化する可能性を見据えながら、県民生活と地域産業への影響を緩和し、コロナ禍からの本県経済の回復が確かなものとなるよう、令和5年度補正予算を含め早急に以下の対策を講じること。

1 地方財政への十分な支援

原油価格や物価の高騰の負担軽減をはじめとする地域経済の立て直しに対し、地域の実情に応じた対策を講じることができるよう、地方創生臨時交付金の確保をはじめとした必要な財源措置を講じること。

2 中小企業等への影響を踏まえた対策の実施

(1) 適正な価格転嫁の実現に向けた対応

高騰が続く原材料やエネルギー価格の転嫁を適切に進めるため、取引先と価格交渉を行う事業者が、取引先から「買いたたき」や「減額」といった不当なしわ寄せを受けないことがないよう、下請法違反行為に対する取締りを強化するなど、徹底した価格転嫁対策を行うこと。

また、下請法違反行為により事業者が不利益を被る場合において親事業者との取引関係の悪化を懸念せずに、自発的に情報提供できるよう環境整備に取り組むこと。

(2) 電気料金高騰の影響を受ける企業等の負担軽減

- ①電気・ガス価格激変緩和対策事業において、高圧電力および特別高圧電力契約者に対しても、低圧電力契約者と同様の支援にまで拡充すること。
- ②燃料費高騰の影響が長期化する場合には、電気・ガス価格激変緩和対策事業の事業期間を延長するなど、企業等が安心して事業活動に専念できるよう柔軟に対応すること。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の負担軽減

再生可能エネルギー発電促進賦課金について、電気料金高騰の影響を強く受ける繊維産業など、電力を多く消費する需要家に過度な負担が生じないように努めるとともに、減免制度の拡充を図ること。

3 交通事業者への影響を踏まえた対策の実施

軽油や電気などのエネルギー価格高騰の長期化は、公共交通事業者の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、今後も住民の移動手段として安定的な運行継続を図るため、コスト増嵩分に対する支援が実施できるよう電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金による財政支援を継続、充実すること。

4 物流事業者への影響を踏まえた対策の実施

燃料価格の高騰により、県民の生活と経済を支えるトラック運送事業者の経営に大きな影響が出ていることから、国が定める標準的な運賃の適用や燃料サーチャージなど、輸送コストを適切に転嫁できる制度が有効に機能するよう取組みを強化すること。

5 農業・水産業への影響を踏まえた対策の実施

(1) 食料安全保障に資する生産基盤の強化等に係る予算確保

食料安全保障には、食料自給率を上げることが重要であることから、地産地消についての国民意識を醸成するとともに、麦類・大豆、園芸や畜産の生産基盤の強化に関連する施策の充実と十分な予算を確保すること。

(2) 施設園芸における燃油等価格高騰対策

燃料価格の高騰に対する施設園芸セーフティネット構築事業において、一時的に引き上げている積立水準の上限を継続するとともに、国の負担割合を3/4に引き上げること。

また、施設園芸にはヒートポンプや補光装置の利用など電気の使用が不可欠であることから、電気代の高騰に係る緩和措置も講じること。

(3) 電力料金の高騰による影響が懸念される土地改良区への支援

今般の原油価格の高騰の影響を受け、揚水機場等の土地改良施設の電気料金が急激に高騰し、土地改良区運営への影響が懸念されている。安定的な土地改良区の運営と施設の適切な管理に支障のないよう、省エネ化・コスト削減の取組みを進める電力料金高騰対策支援予算を確保するとともに、土地改良区が管理する施設の電気料金の支援を強化すること。

(4) 肥料価格高騰対策の拡充

肥料価格の高騰の長期化が予想されることから、生産者の経営安定に向けた国の肥料価格高騰対策を継続すること。また、個々の生産者に支援する現行制度を見直し、事務の簡素化を図ること。

(5) 飼料価格高騰の長期化に対応した支援

長期化する飼料高騰の影響を受ける畜産農家への支援のため、飼料価格高騰緊急対策事業を継続して実施する等、畜産農家が将来にわたって安心して営農を続けられる対策を講じること。

(6) 主食用米、戦略作物の需要・消費拡大に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う米価の低迷に加え、資材価格高騰の影響を受けている農業者が意欲をもって生産に取り組めるよう、消費拡大など主食用米の価格安定に向けた積極的な米の需給改善策を講じること。

また、主食用米からの作付転換が円滑に進むよう、麦・大豆等の戦略作物の需要拡大を図ること。

(7) 燃油・配合飼料・資材価格高騰の長期化に伴う漁業経営安定対策

燃油および配合飼料価格高騰の長期化に備え、漁業経営セーフティネット構築事業において今後も補てん金の交付が確実に行われるよう、十分な予算を確保すること。配合飼料については、燃油と同様に補填基準価格からの超過割合に応じて国の負担割合を増加する措置を講じること。

また、魚箱や氷などの漁業用資材についても支援措置を講じること。

(8) 漁業収入安定対策における予算の確保

コロナ禍のみならず、昨年度に発生した急潮の長期化やホシフグの大量入網など自然現象により、漁業者の収入が減少していることから、漁業者の安定的な経営を維持するため、「積立ぷらす」の予算を十分に確保すること。

6 各種施設への影響を踏まえた対策の実施

(1) 医療機関への支援

医療機関は、診療報酬が公定価格であることから、患者が支払う医療費に物価高騰に伴う負担を転嫁することができないため、経営の負担となっている。

物価高騰は全国的な課題であることから、対策が必要な間は国として医療機関への財政支援を拡充・継続すること。

(2) 社会福祉施設への支援

原油価格や物価高騰による光熱水費・食材費等の高騰により、公定価格で経営する社会福祉施設は厳しい経営を強いられていることから、以下の対策を講じること。

- ①障がい福祉サービス施設においては、補足給付に係る食事等の基準費用額の引上げ等の財政措置を迅速に実施すること。
- ②介護事業所においては、臨時的な公定価格の早急な改定を行うこと。
- ③保育所や児童福祉施設等においては、増加分に対する財政措置を迅速に実施すること。

(3) 学校・大学への支援

今般の原油価格・物価高騰等の影響を鑑み、学校や地方大学の安定的な運営に対する支援などを緊急かつ機動的に実施すること。

7 社会資本整備における地方負担の軽減

資材価格の高騰等により大野油坂道路や足羽川ダム等の事業費増が生じているが、国として必要な社会資本整備であるそれらの事業を着実に進めるため、交付税措置率の高い「国土強靱化予算」を増やすなど、地方負担の軽減を図ること。

また、その他の公共事業においても、資材価格の高騰など必要な財政需要を、地方財政計画に適正に盛り込むこと。

【担当部署：総務部 財政課、大学私学課 / 未来創造部 地域鉄道課
交通まちづくり課 / 健康福祉部 長寿福祉課、障がい福祉課
児童家庭課、地域医療課/ 産業労働部 経営改革課、産業技術課
/ 農林水産部 流通販売課、福井米戦略課、園芸振興課
中山間農業・畜産課、水産課、農村振興課
/ 土木部 高規格道路課、河川課 / 教育庁 教育政策課】

重点事項

(人づくり)

- 1 学校教育の充実・強化
- 2 教員の働き方改革の推進

(産業振興)

- 3 中小企業・新産業への支援充実
- 4 農林水産業の成長産業化
- 5 外国人が活躍できる環境の整備

(交通)

- 6 地域鉄道の維持・活性化
- 7 地域公共交通の利便性向上
- 8 幹線道路ネットワークの整備推進

(交流拡大)

- 9 北陸新幹線開業効果の最大化
- 10 スポーツを通じた地方の活力創出
- 11 福井の歴史、伝統文化の発信・応援

(安全・安心)

- 12 誰もが安心して暮らせる医療と福祉
- 13 県民の安全・安心の向上
- 14 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化
- 15 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置
- 16 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

学校教育の充実・強化

【文部科学省】

本県においては、基礎的な学力・体力は身に付いているものの、全国と同様に、学年が進むにつれて地域への関心や自己肯定感が下がり、将来に明るい希望を見いだせない子どもが増える傾向にある。

こうした状況において、子どもたちが将来、夢や希望を実現し、地域の担い手として活躍していくためには、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるだけでなく、一人一人が個性を発揮し自らの可能性に挑戦し、一人では解決が困難な課題についても、多様な人々と協働しながら乗り越えていく力を育成することが不可欠であることから、以下の措置を講じること。

1 学校教育DXの推進に関する支援の充実

(1) タブレット端末更新および通信ネットワーク拡充への支援

1人1台端末が持続的に活用されるよう、小・中学校のほか、高等学校および特別支援学校を含め、端末更新に係る方針を早期に示すとともに、十分な財源を確保した上で、更新に必要な財政措置を講じること。

また、デジタル教科書の本格導入および動画等の教材の使用機会が増えることを踏まえ、さらなる高速大容量の通信ネットワーク拡充に向けた財政支援を行うこと。

(2) 学習者用ソフトウェア等への支援

小中学校におけるデジタル教科書の普及に向けて、英語以外の教科も導入していくとともに、高等学校においてもデジタル教科書の活用が進むよう、導入に係る財政支援を行うこと。また、各学校における授業支援アプリ等のソフトウェアの充実に向けた財政支援を行うこと。

(3) 家庭学習におけるタブレット端末活用のための通信費支援

家庭学習におけるタブレット端末の活用を促進するため、低所得世帯の児童生徒へのオンライン学習通信費の支援を充実すること。

(4) 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとすることに関して、「訪問等による対面指導」や「計画的な学習プログラム」などの要件を緩和すること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのオンラインによる相談業務やケース会議等で使用するICT機器の整備について財政支援を行うこと。

(5) 広域連携のための協議会等への支援

教育DXに関する地域格差を解消するとともに、教育水準を向上させるため、市町教育委員会との広域連携を図る協議会の設置および学校等にDXを支援する人材の配置を継続できるよう、財政支援を行うこと。

2 学校施設整備に関する支援の充実

小中学校の再編や多様化する教育課題等に対応するとともに、防災機能の強化も含め、時代に即した学習環境を整備するため、校舎の新增築や既存施設の改修・解体、廃校施設の跡地活用、バリアフリー化や脱炭素の推進等に対する支援制度を拡充し、物価高騰にも対応した十分な予算を確保すること。

高等学校施設についても、長寿命化対策やバリアフリー化対策、空調設備の設置、脱炭素化の推進などへの対応の増大が見込まれることから、補助制度の創設や地方財政措置の拡充を図ること。

また、学校施設の長寿命化対策や防災対策に必要な公共施設等適正管理推進事業債や緊急防災・減災事業債は、時限的な措置であるため、事業期間の延長を図ること。

さらに、特別支援学校の設置基準に適合させるための校舎増築に対し、実勢単価との大幅な乖離がある補助単価を引き上げるなど施設財政支援の更なる拡充を図るとともに、整備に係る十分な予算を確保すること。

3 情報教育の充実

令和7年から始まる大学入試共通テストへの「情報Ⅰ」の受験科目追加を踏まえ、より高い指導力と専門性のある教員が必要となるが、免許を有する教員が不足していることから、教員を養成するための免許法認定講習実施について財政的支援を行うこと。

4 特別支援教育の充実

- ①通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒が増加している中、小中学校において、通級指導教員の基礎定数化が現在進行中であるが、増加する必要数に追いついていないため、基礎定数化を前倒しして、増加に対応するための財源措置を行うこと。
- ②「高校通級」に関して、当県では他県と比べ実施校数が多く、指導者が各校を巡回指導する形で積極的に取り組んでいることから、地域の実情に応じた通級指導教員の配置などの財政措置を行うこと。
- ③多様化する医療的ケア児に対する、安全かつ安心な医療的ケアの実施体制を整えていくため、学校看護師等の配置に係る財政措置の一層の充実を図ること。
- ④障がいのある幼児の早期教育を促進するため、特別支援学校幼稚部の教職員定数について、義務標準法に位置付けること。
- ⑤本県では、難聴乳幼児の相談について、国の人的保証のない中でろう学校が担っている。教員の加配およびより専門的な療育と保護者支援を充実するため、言語聴覚士の配置などの財政措置を行うこと。

5 特別支援学校スクールバスにおける感染症対策への支援

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類を5類に引き下げた後も、特別支援学校においては感染対策を継続して行う必要があることから、感染リスクの低減を図るためのスクールバス増便等の取組みに対し、財政支援を継続すること。

6 教育相談体制の一層の強化

(1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置への支援

児童生徒の成長を見守り、いじめや不登校だけでなく、虐待、ヤングケアラーなどにもきめ細かな生徒指導が行えるよう、専門的な知識・経験を有したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等に確実に配置できるよう財政支援の拡充を図ること。

(2) 不登校対策としての校内の居場所設置への支援

学校復帰を目指す不登校児童生徒や、不登校の兆しが見え始めた児童生徒に、教室とは別の居場所を校内に設け、個別の学習支援や相談支援を実施するための財政支援を行うこと。

(3) SNS等を活用した相談体制の構築

SNS等を活用した相談窓口について、自治体が開設する場合には、予算や人材の関係で時間帯や期間が制限されることから、国の責任において、常時相談可能な相談体制の構築を図ること。

7 外国語指導助手（ALT）等の活用促進に向けた支援

小学校・中学校・高等学校での本物の英語コミュニケーションの充実のため、JETプログラムや民間等によるALT等の雇用および配置に対する財政支援の拡充を図ること。

8 学校再編に伴うスクールバス補助の拡充

少子化に伴い、学校の統廃合や再編が増加しているため、各学校の校区に合わせたスクールバスの運行が必須となることから、遠距離通学の補助期間の延長や補助要件の緩和等、財政支援の拡充を図ること。

9 日本語指導が必要な児童生徒への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加に伴い、児童生徒の母語を話せる人材の確保、教員の日本語指導力向上のための研修、少数在籍校を含む一層の日本語指導教員の加配、日本語支援員の配置等に向けた財政措置を図ること。

また、児童生徒の多様な母語や日本語のレベルに応じた日本語指導や教科指導のための教材等の開発・配付への支援を図ること。

加えて、児童生徒の居住地において母語を話せる人材の確保が難しい場合に備え、オンライン授業や学習動画等を国の責任において作成・配信する体制を整備すること。

【担当部署： 教育庁 教育政策課、教職員課、高校教育課、義務教育課】

教員の働き方改革の推進

【文部科学省】

学校は、地域の行事への参加やボランティアの協力等を求められることも多く、「学校以外が担うべき業務」として単純に切り離すことは難しいのが実情である。さらに、児童生徒や保護者への個別対応等が複雑化している中、時間だけを削減することを求められることには限界がある。教員採用選考試験における志願者数の減少が続いている現状も鑑み、時間外在校等時間の上限月45時間、年360時間を実現するためにも、以下の措置を講じること。

1 教職員定数の改善・充実

児童生徒の個の特性に合った対応の強化と教職員の負担軽減を両立させるため、小学校の学級編制基準の見直しに当たっては、本県独自の少人数学級編制や教科担任制が推進できるよう、教職員定数の純増を実現すること。

また、栄養教諭等においては、児童生徒数の減少による学校の統廃合や共同調理場方式への移行・大規模化が進んでいるため、現在の上限(児童生徒数6,001人以上で栄養教諭等3人配置)に上の区分を新たに設け、より多くの栄養教諭等を配置できるようにすること。

2 教育課程の再編成

学習指導要領を見直し、各教科で指導する内容を精選するとともに、複数教科で重複する指導内容を一教科に統合することにより、授業時数を減らすなど思い切った教育課程の再編成を行うこと。

3 教職員業務の負担軽減と児童生徒支援の充実

教員免許更新制度の廃止により生じる新たな研修の在り方や研修履歴の管理等の課題について、各都道府県に対して適切な支援をすること。特に、令和6年度から稼働を予定している国の研修履歴システムについては、機能や運用方法、費用等の情報を計画的に周知すること。また、各都道府県等が運用する既存システムよりも利便性の高いシステムを構築するとともに、システム利用に係る地方自治体の負担を最小化すること。

学校徴収金の公会計化を促進するため、業務システムの導入費や徴収・管理を行う人材の人件費等について財政支援を行うこと。

また、教員業務支援員や部活動指導員等、外部人材を配置するための十分な支援を行うこと。

4 定年制延長導入に向けた対応

教員においても『定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留意事項等について』において示されている特例定員措置を実現するため、必要な財政措置を講じること。

また、定年前再任用短時間勤務を希望する職員の増加が予想される状況において、円滑な学校運営を維持しつつ、60歳以上の多様な働き方を実現するため、これまでの基礎定数および加配定数を維持した上で、定年延長職員が経験を活かし、生きがいを感じながら業務遂行できるよう、教科指導や新採用教員指導等の加配定数を拡充すること。

5 部活動負担の軽減

(1) 中学校における休日の部活動の地域移行にかかる支援

休日の部活動の地域移行が早期に進むよう、今後の見通しを国が明らかにするとともに、地域に移行した際に必要となる費用への財政支援を拡充すること。

また、国において、社会や家庭の理解促進に向けた幅広い広報および周知活動を行うとともに、地域指導者の資質向上が図られるよう必要な支援を行うこと。

(2) 部活動指導にかかる支援

平日の部活動指導員を確保するため、単価を引き上げるとともに、大会引率旅費を支給対象とすること。また、同一学校での同一部活動の任用に係る5年間の任用期限を撤廃すること。

6 教員の時間外手当の支給

教員が勤務時間外に行っている業務は、部活動を始め、授業の準備や事務処理など、「超勤4項目」以外であり、それが常態化している。教員のモチベーション低下や、教師を目指そうとする志願者数の減少を食い止めるため、時間外手当が支給されるよう給特法の改正等を行うこと。

【担当部署： 教育庁 教職員課、義務教育課、保健体育課】

中小企業・新産業への支援充実

【厚生労働省、経済産業省】

1 中小企業のデジタル化の推進

未だデジタル化未着手の中小企業も一定数存在することから、初期的なデジタル化ニーズの掘り起こしのため、事業環境変化対応型支援事業（デジタル化診断）を積極的に展開するとともに、IT導入補助金による技術導入支援を継続すること。

2 事業承継への支援の充実

（1）小規模事業者向け施策の充実

地域において、経営者の高齢化や後継者問題により、特に小規模事業者の廃業が増加しているため、後継者のいない小規模事業者が第三者に株式や事業を売却した場合の譲渡益課税を軽減する措置（退職金と同様の控除）を講じること。

（2）中小企業経営承継円滑化法の事務の簡素化および財源の措置

国から都道府県へ権限移譲された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」にかかる事務について、これまでの改正により、都道府県の事務量が増加しているため、電子化等による手続きの簡素化や地方交付税措置の拡充を図ること。

3 技能の振興

(1) 技能検定制度における支援の充実

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、将来にわたり技能の質を維持していくためには、若者技能者の育成が重要であるにもかかわらず、都道府県が実施している技能検定制度について、令和4年度に若年者に対する減免措置が縮小された。このことにより、減免措置の対象外となった層の受検者数が対前年比で約3割減少しており、減免措置縮小が技能振興に与える影響は大きく、速やかに若者に対する受検手数料減免措置を縮小前と同様に回復するとともに、「技能向上対策費補助金」の十分な予算確保を行うなど、技能振興や継承に対する施策の充実を図ること。

(2) 若年技能者人材育成支援の充実

若者の技能離れが進む中、若者が進んで技能者を目指す環境を整備することが重要であることから、「若年技能者人材育成支援等事業」の十分な予算の確保を図ること。

特に、令和4年度から同一の企業および業界団体に対するものづくりマイスターの継続派遣が有償化されたことは、日本のものづくりを支えている中小・小規模事業所の人材育成、技能継承に支障をきたし、将来にわたり大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、少なくとも小規模事業所で構成されている業界団体への継続派遣については変更前と同様に回復するなど、必要な財政支援を行うこと。

4 障がい者の雇用促進に向けた支援の強化

(1) 事業主に対する各種助成金制度の拡充

事業主における障がい者雇用への取組みを促進するため、特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間を拡大するなど、特に、障がい者を多数雇用する中小企業の事業者に対する各種助成金を拡充すること。また、障害者雇用納付金制度における報奨金の支給を受けるために必要な障がい者数の引き下げなど、一層の充実を図ること。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業における雇用支援体制の充実

就業する障がい者や障がい者を雇用する事業者に対する支援を強化するため、支援員の増員など、国の「障害者就業・生活支援センター」事業における雇用支援体制について充実を図ること。

(3) 特例子会社設立に向けた支援の強化

中小企業による特例子会社や事業協同組合の設立を促進するため、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けるために必要となる障がい者の雇用数を10人以上から、特例子会社認定要件の5人以上まで引き下げるなど、各種助成金の要件を緩和すること。

5 伝統的工芸品の世界に向けた発信

伝統工芸産業の伝統継承に向け、大阪・関西万博など国際的大会・イベントにおけるチケット、賞状、国会議員や大会関係者の名刺、賓客に対するお土産品、パビリオンの内装、出展ブースの装飾等、あらゆる場面で1,500年の歴史を誇る越前和紙や越前漆器を始めとする伝統的工芸品を使用し発信すること。

【担当部署：産業労働部 経営改革課、商業・市場開拓課、労働政策課】

農林水産業の成長産業化

【総務省、農林水産省】

本県の農林水産業の推進に向け、次世代の人材育成、生産基盤の整備など以下の対策を講じること。

1 次世代の農林水産業を担う人材育成

(1) 農業の人材育成支援制度の拡充

新規就農者育成総合対策において、就農初期の経営安定を支援するために交付される経営開始資金が5年間から3年間に短縮された。本県の新規就農者は、就農後3年では所得目標にほぼ達しておらず、交付期間を従来の5年間とするなど支援制度の充実を図ること。

また、新規就農者育成総合対策における機械・施設導入補助について、初期投資をさらに軽減するため、事業費上限額を増額し、事業対象者を就農3年目までに拡大すること。

(2) 林業の人材育成支援に係る予算確保・制度創設

ふくい林業カレッジ研修生に給付する「緑の青年就業準備給付金」の予算を十分に確保すること。

また、山村地域に移住し自伐型林家を目指す者が、自立するための技術習得や特用林産物生産などに必要な経費に対し支援する制度を創設すること。

(3) 養殖業の人材育成支援制度の創設

養殖業への新規就業者の生活基盤が確保できるよう、就業後の給付金制度を新たに創設すること。

併せて、独立自営するうえで必要となる漁船や生簀などの初期投資に対して支援する事業を創設すること。

2 スマート農林水産業の推進

(1) スマート農業の推進

労働力不足の解消や燃油・農業資材の高騰に対するコスト低減を図るため、ロボット田植機や収量コンバインなどスマート農機を導入する農家に必要な予算を十分に確保すること。

(2) 大区画化等によるスマート農業の効果の最大化

スマート農業の効果を最大限に発現するため、管排水路整備によるほ場大区画化（4～6 ha 程度）等の整備手法、自動走行農機やICT水管理等の省力化技術の具体的な効果検証および大区画化に適した栽培技術の検討を行う調査事業を創設すること。

(3) 林業のDX推進に向けた支援

所有と経営を分離し、主伐の推進による収益向上を図る「ふくい型林業経営モデル」の実現に必要な森林資源量や地形を正確に把握するため、航空レーザ計測に係る予算を十分に確保すること。

3 米以外の作物の本作化に向けた支援強化

水田活用の直接支払交付金において、主食用米と同等以上の所得を確保できるよう、令和6年度以降も現状の交付単価を維持し、十分な予算を確保すること。また、「今後5年間に一度も水稲の作付けがない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針」については、生産性を高めるために麦や大豆等を連作する水田を除外するなど、積極的に進めてきた主食用米からの作付転換の取組みを阻害することがないようにすること。

さらに、国産需要が高まっている麦・大豆等畑作物の本作化に向けた支援（小麦・大豆供給力強化総合対策等）を継続すること。

4 農林水産物・食品の輸出拡大に関する支援強化

輸出拡大に向けてチャレンジする国内事業者を後押しするため、グローバル産地づくりに必要な調査や計画策定などのソフト事業や、H A C C P等に対応した施設の改修や機器の導入などのハード事業について、十分な予算を確保すること。

あわせて、複数年度にまたがる施設・設備整備に対応可能な予算措置を講じること。

5 競争力のある園芸産地拡大への支援

本県では、販売額1億円規模の園芸タウンや大規模園芸施設の整備を進めているため、必要となる低コスト耐候性ハウスや大規模園芸施設およびJ Aの集出荷加工施設の整備にかかる取組みに対し、十分な予算を確保すること。併せて、本県のような小規模産地が強い園芸産地に成長できるよう、面積要件や現況ポイントの加算基準を見直すこと。

さらに、少量多品目の直売所出荷者や観光農園に取り組む農家においても積極的に活用できるよう、制度を拡充すること。

6 農業者のセーフティネット対策の見直し

毎年のように発生する大規模災害や、米価の下落等、農作物の価格が不安定さを増す中、各種農業保険（収入保険、農業共済）やナラシ対策等、農業者のセーフティネット対策の重要性が増しているが、補償・補てんの考え方が統一されていないため、農業者間で不公平感が出ている。

国は、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について、制度間での公平性を確保するよう、速やかに見直しの方向性を示すこと。

7 鳥獣害対策に係る予算の確保と捕獲経費の補助単価引き上げ

シカやイノシシ等の鳥獣による農作物被害を確実に減らしていくため、地域の要望に対して十分な交付金の配分となるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を確保すること。

また、近年、有害鳥獣の捕獲に必要な餌やくくりわな等の資材価格が上昇し、捕獲従事者の経費負担が大きくなっているため、鳥獣被害防止総合対策交付金における捕獲経費補助金の上限単価を引き上げること。

8 農地所有適格法人の要件緩和等への慎重な対応

農地所有適格化法人の資金調達の円滑化については、外国資本による法人の買収、優良農地の買い占めや農家の淘汰による農業農村の機能低下等が懸念されることから、慎重に検討すること。

9 多面的機能支払制度の予算確保

地域住民の共同活動による農地・水路等の保全管理、植栽や生態系保全などの取組みに必要な予算を十分に確保すること。

また、田んぼダムやため池の事前放流など地域の防災減災に資する活動について、支援制度の拡充と取組を推進するための必要な予算を確保すること。

10 農業農村整備・森林整備等の予算確保

(1) 農地・農業用水利施設整備に係る予算確保

農業の生産力向上に必要な農地の区画拡大や農業用の用排水路等の整備予算を十分に確保すること。

また、農業用水利施設の機能強化・長寿命化対策や適切な維持管理など、国土強靱化対策を図るための予算を安定的に確保すること。

(2) 農地・農業用水利施設を最大限に活用した流域の防災・減災推進

田んぼダムをはじめとする農地や農業用水利施設の機能を最大限に活かした流域の防災・減災を推進するため、流域治水プロジェクトに位置付けられた、農地・農業用排水路等の施設の調査および改築を行うための補助制度を創設すること。

(3) 森林整備に係る予算確保

再造林・保育および間伐等の森林整備を計画的に進めるため、当初予算において事業の遂行に必要な額を十分かつ安定的に確保すること。

11 森林環境譲与税の譲与基準の見直し

森林環境税および森林環境譲与税の制度の趣旨である、森林の有する公益的機能の維持増進を実現するためには、今後、森林整備を一層進めていく必要がある。

このため、森林整備が必要な自治体へより多く譲与されるよう、譲与基準を見直すこと。

12 水産資源調査船建造への支援

越前がになど重要な水産資源の調査を担う調査船について、女性の船員や研究員の居住環境整備の確保、カレッジ生の研修スペースなどの機能を有する船を建造するため、地方交付税の増額や補助制度を創設すること。

13 本県漁業者の操業に係る安全確保

北朝鮮からのミサイル発射を抑止し、大和堆^{やまとたい}を含む我が国の排他的経済水域内において、違法操業を行う外国漁船を排除するなど、本県の漁業者が安心して操業できるよう、万全を期すこと。
また、発射された際においても迅速な情報伝達を行うこと。

14 急潮観測体制強化への支援

急潮による被害を未然に防ぐため、本県が行う予測モデルの構築にあたり、専門的な知見を有する水産研究・教育機構から、技術的な助言が得られる体制の強化を図ること。

【担当部署：農林水産部 流通販売課、福井米戦略課、園芸振興課
中山間農業・畜産課、農村振興課、農地保全整備課、水産課、
県産材活用課、森づくり課】

外国人が活躍できる環境の整備

【法務省、文部科学省、厚生労働省】

令和元年以降、本県内在住の外国人は1万5千人を超えており、令和3年に「福井県多文化共生推進プラン」を策定した。

本県の外国人住民が安心して安全に暮らせ、地域と共生しながら、今後さらに活躍できる環境を整えるため、以下の支援を行うこと。

1 外国人の相談窓口整備の推進

「外国人受入環境整備交付金」による支援を継続するとともに、外国人住民数の増減によって限度額が大幅に増減すると窓口の安定的な業務運営に支障が生じることから、限度額区分については、外国人住民の全住民に占める割合や窓口での対応状況を考慮するなど市町村の実情に応じたものになるよう見直すこと。

2 外国人住民に対する生活支援の充実

外国人住民の安全・安心な生活を確保するため、公的機関等における通訳や多言語ホームページ、案内板などによる情報提供体制の整備、人材の育成に対する財政措置の拡充を図ること。特に、災害や急病などの緊急時に必要な支援を行うため、災害・医療通訳の人材育成に対する財政措置や専門家派遣などの人的支援を行うこと。

3 外国人住民に対する日本語学習等の機会の充実

外国人住民が日本語を学ぶことができる公的な仕組みを国が責任を持って構築すること。その際には、オンライン学習の観点も取り入れること。

また、自治体による日本語学習の体制強化を図るため、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は、必須項目をなくすなど、応募要件を緩和するとともに、補助率の引き上げやコーディネーターの派遣など、支援の充実を図ること。

4 外国人材の受入れ・定着と活躍促進に向けた支援の強化

(1) 地方における外国人材活躍促進に向けた新たな仕組みづくり

生産年齢人口の減少などにより、地域産業を支える人材の不足が深刻化していることから、技能実習等の在留資格制度の改正に当たっては、家族帯同を認めるなど外国人材の人権に配慮しつつ、転籍等により都市圏に外国人材が集中することがないように一定期間の在籍期間を確保するなど、地域の実情に応じ外国人材が確実に地域の企業で活躍できる仕組みづくりを行うこと。

(2) 受入れ分野の拡大および運用の見直し

外国人材が地方に定着し、長く働き続けることができるよう、特定技能制度の見直しに当たっては、特定産業分野に、本県における繊維産業など、地域の基幹産業を追加すること。

さらに、特定技能の在留資格が得られるまで時間を要することから、申請書類の簡素化や審査期間の短縮など、運用の見直しを行うこと。

(3) 受入機関に対する支援制度の創設

人材不足が深刻な中小・小規模事業者が、円滑かつ適正に特定技能外国人を受入れることができるよう、事業者の負担を軽減する支援制度を創設すること。

(4) 受入れ・定着に係る相談体制の整備

年々増加する特定技能外国人や技能実習生等が適正かつ適切な環境で就業等ができるよう、受入機関等の監督・指導権を持つ国において、都道府県ごとに相談や専門家派遣の実施等を行う機関を創設すること。

(5) 介護現場における技能実習制度や特定技能制度の見直し

介護人材が不足する中で、今後も外国人の介護人材の力は欠かせないものとなっている。技能実習制度や特定技能制度の見直しに当たっては、実習生の就労開始からの人員配置基準への算入や実習期間の延長、介護福祉士等国家資格の取得に向けた支援など、外国人が安心して働くことができると同時に、介護現場の人手不足の解消につながる制度設計とすること。

【担当部署：健康福祉部 長寿福祉課 / 産業労働部 国際経済課、労働政策課】

地域鉄道の維持・活性化

【国土交通省、総務省】

地方にとって鉄道は、通勤や通学など日常の移動手段として地域の暮らしを支えるとともに、産業や観光など地域振興に寄与する重要な交通機関である。しかし、地域鉄道事業者においては、人口減少やコロナ禍の影響により利用者が減少し、行政の支援なくしては経営が成り立たない危機的な状況にある。

国においては、本県をはじめとする地方の要請を反映し、国も主体的に関与する仕組みや地域鉄道を社会インフラとして社会資本整備総合交付金を活用できる事業の創設など支援を充実した。しかし、新たに取り組む自治体を対象としており、本県のように既に地域鉄道の維持・活性化に取り組んでいる地方の支援としては不十分である。

昨年7月に国が取りまとめたローカル鉄道の在り方に関する提言にある「頑張っている地域」を応援する支援制度となるよう、また、地方の重要なインフラである地域鉄道が将来にわたり維持・活性化され、持続可能な地域社会の実現のみならず、地方創生に資する公共交通となるよう、次の事項について措置を講じること。

1 先行して再構築に取り組む地域に対する支援

- ①国の新たな支援制度（地域公共交通再構築調査事業、地域公共交通再構築事業）について、福井鉄道やえちぜん鉄道など、過去に鉄道事業再構築実施計画の認定を受けた事業者等の継続した取組みについても、簡易な手続きにより支援の対象とすること。

- ② 鉄道施設の維持管理や利便性向上に要する経費など、再構築事業者等の運営経費に対する支援制度の創設や地方財政措置の充実など、将来にわたり地域鉄道が持続的に運営できるよう強力な財政支援策を講じること。
- ③ 地域鉄道を地域の足だけでなく魅力的な観光コンテンツとして捉え、観光関係予算を拡充し、「鉄道観光」による地域活性化を図る新たな取組みを支援すること。

2 JRローカル線を維持する仕組みづくり

- ① 国鉄改革時には、不採算路線を含めて事業全体で採算を確保することを前提として制度設計が行われた経緯を踏まえ、地方路線の切り捨てとならないよう、国においてJRローカル線が維持される仕組みを構築すること。
- ② 不採算路線や利用者の減を理由に、減便や駅の無人化など、更なる利用者の減を招くサービスレベルの切り下げを行うのではなく、運行本数など地域に求められる一定の利便性を確保し、地方自治体と連携した利用促進策を講じるよう、JRに対し指導すること。

3 地域鉄道の低コスト化等に対する支援

- ① DX技術を活用した信号通信設備や交通系ICカードとの共通接続システム、車両の標準化など、地域鉄道の施設整備や維持管理の低コスト化に資する技術開発を推進すること。
- ② 構内踏切の新設や踏切信号の導入、燃料電池鉄道車両への転換など、バリアフリー化や交通GXを加速させるため、鉄道営業法等の制度、運用を実態に応じて柔軟に見直し、地域鉄道の取組みを支援すること。

地域公共交通の利便性向上

【総務省、国土交通省】

地域公共交通は、地域社会・経済の基盤となるものであり、地方創生の実現に重要な役割を担うものである。本県では、改正地域公共交通活性化法に基づき公共交通計画を策定し、令和6年春の北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、利便性向上を目指していく。

しかし、急速な人口減少が進む地方の交通事業は、利用者の減少が路線の縮小を招き、将来にわたる持続が困難となってきた。

今後、高齢者などの交通弱者の移動手段の確保はもとより、地域の新たな移動手段として期待されるデマンド交通や自家用有償旅客運送の導入など、地域公共交通の利便性向上のため、以下の対策を講じること。

1 地域公共交通網の充実と高齢者の移動手段の確保

- ① 交通事業者のみならず、自治体や地域住民による移動手段の維持・確保に向けた多様な取組みに対しても、新たに支援を行うこと。
- ② 地域の実情に応じて行う生活交通の維持・確保に向けた取組みに対し、十分な予算を確保すること。また、地域間を結ぶ広域路線バスについては、人口減少が進む地域の実情に配慮し、利用者の減少に伴う補助金の減額や対象外とすることがないよう、制度を見直すこと。
- ③ 高齢者や高校生等の移動手段として必要不可欠な路線バスやコミュニティバスの維持・確保のため、県や市町が実施する運行支援について、特別交付税措置など十分な財政支援を行うこと。

- ④ 地方鉄道の安全・安定運行に必要となる施設整備や、利用促進に向けた取組みを積極的に進めるため、鉄道施設総合安全対策事業費補助金等について、十分な予算額を確保すること。また、地方公共団体が行う、地域鉄道事業者の施設整備に対する補助について、地方財政措置を拡充すること。
- ⑤ 路線バスの運転士不足が深刻になっていることから、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算定根拠となる標準経常費用について、人件費相当分を政策的に引き上げるなど、人材確保に向けた支援を行うこと。
- ⑥ タクシーの運転手を確保するため、就職セミナーの開催、就職奨励金の支給や女性が働きやすい職場環境改善など人材確保に向けた取組みに対して支援を行うこと。
- ⑦ 公共交通機関運転士の健康状態に起因する事故を防止するため、SASスクリーニング検査、脳MRI検査、心臓ドッグ等各種スクリーニング検査の実施に要する費用について、事業者を支援する制度を創設すること。

2 新モビリティサービス導入への支援

地域公共交通の利用者の増加や利便性向上に向け、AIオンデマンド交通、キャッシュレス化、運行情報のリアルタイムデータ化やタクシーの配車アプリの導入など、交通DXに必要な整備を進めるため、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金等について十分な予算を確保すること。また、地方公共団体が行う、地域公共交通事業者の交通DXに対する補助について、財政支援を行うこと。

【担当部署：未来創造部 地域鉄道課、交通まちづくり課】

幹線道路ネットワークの整備推進

【国土交通省】

本県の幹線道路ネットワークは、東日本と西日本をつなぐ広域的な交通基盤として、中京圏・関西圏の産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 幹線道路の整備推進

(1) 国道417号冠山峠道路の早期完成

冠山峠道路は、日本海側と中京圏を直結する重要な路線であり、歴史的につながりの深い池田・丹南地域と岐阜県美濃地域の交流促進のみならず、福井県・岐阜県相互の広域観光ルートを形成する道路であるため、令和5年内の確実な開通を実現すること。

(2) 国道27号青葉改良の整備推進

国道27号は近畿・北陸を結ぶ日本海側唯一の幹線国道であり、敦賀港および舞鶴港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるとともに、原子力災害時の避難ルートとして位置付けていることから、福井県・京都府境の青葉改良について、早期に工事着工すること。

(3) (都) 福井縦貫線の整備推進

(都) 福井縦貫線は、県都福井市を南北に縦貫し、都市の骨格軸となる主要幹線道路であり、沿線には、交通拠点や防災拠点があることから緊急輸送道路に指定されている。さらには、嶺北地域の物流を担う県内唯一の貨物駅があり、防災・物流の面においても重要な道路であるため、整備が着実に推進するよう、必要な予算を確保すること。

2 高規格道路等の整備推進のための予算確保

高規格道路等の幹線道路の整備が戦略的・計画的に進められるよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保するとともに、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組むこと。また、令和6年度予算について、要求額を満額確保すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課】

北陸新幹線開業効果の最大化

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、国土交通省】

北陸新幹線の福井・敦賀開業とその後の大阪までの全線開業は、本県にとって100年に1度のチャンスである。福井・敦賀開業が目前に迫る中、さらなる磨き上げのため、観光地のさらなるスケールアップや新幹線玄関口の整備など、魅力的なまちづくりに必要な対策を講じるとともに、交流人口の拡大および観光振興による地域経済の活性化のために必要な支援策を講じること。

1 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

(1) 観光地の高付加価値化への支援

観光需要の拡大に向け、宿泊施設の高付加価値化や廃屋の撤去など、観光地が地域一体となって魅力向上を図り、国内外に評価される観光地づくりを推進するため、「地域一帯となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」を継続するなど必要な予算措置を行うこと。

(2) インバウンド誘客に対する支援

2024年春の北陸新幹線福井・敦賀開業や2025年に開催される大阪・関西万博は、多くの外国人観光客を本県に誘致する絶好の機会である。

「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」や「観光再始動事業」等の外国人観光客の受入促進を図る補助金について、地方を優先的に採択し、外国人観光客の地方への誘致を強力的に支援すること。

(3) サイクルツーリズム推進への支援

- ① 景観に恵まれた若狭湾岸沿いのルートをサイクリングルートとして整備するため、特に、一般国道 27 号の小浜市勢浜地区において、ナショナルサイクルルートの指定要件の評価基準に合致する自転車通行空間の整備を早期に完了すること。
- ② 「若狭湾サイクリングルート」の整備に関する事業は、サイクルツーリズムの推進を通して観光産業の振興、活性化を図ることを目的としていることから、「電源地域産業育成支援補助金」の支援対象とすること。

2 県都のまちづくりへの支援

福井駅西口で進められている市街地再開発事業については、県都の玄関口における都市機能強化やにぎわい創出のための重要な事業であり、早期の完成が図られるよう必要な予算措置を行うこと。

3 アートプロジェクトに対する支援

地域の文化意識の向上や交流人口の増加が期待される芸術祭などのアートプロジェクトについて、助成制度の創設や専門人材の育成など、より幅広い支援策を講ずること。

4 スキー場を営む事業者への支援

本県のスキー場の来場者数が年々減少していることに加え、原油価格・物価高騰の影響により、厳しい経営状況が続いていることから、スキー場を営む索道事業者に係る軽油引取税の課税免除の特例措置を継続すること。

5 観光事業者への支援

インバウンド需要の消失や原油価格・物価高騰の影響により、温泉等大規模な施設を有する旅館・ホテルは苦しい経営状態が続いていることから、固定資産税・都市計画税について令和6年度分の納税軽減・免除の措置およびそれらに伴う地方税減収への補填などの財政支援措置を講ずること。

【担当部署： 総務部 税務課 / 交流文化部 観光誘客課、文化課
/ 土木部 道路保全課、都市計画課】

スポーツを通じた地方の活力創出

【文部科学省】

本県では、県民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりとともに、スポーツコミッションにより大規模大会・イベントの誘致、スポーツツーリズムを推進し、スポーツをまちづくりや交流人口拡大につなげる取組みを進めることとしている。

このため、スポーツを通じた地方の活力創出のため、以下の支援を行うこと。

1 全国規模のスポーツイベントの持続的な開催

国内外から地方に人を呼び込むため、地域スポーツコミッションによる全国大会や世界大会、スポーツイベントの持続的な誘致・開催に向けたソフト・ハード両面の支援を拡充すること。

また、地方におけるスポーツイベントやスポーツ活動の振興のため、スポーツ振興くじ助成金の助成対象を法人格の無いスポーツ団体にも広げるなど、支援の充実を図ること。

2 地域スポーツの活性化にかかる支援

アスリートが安心して競技に打ち込むことができるよう、地方のスポーツチームが安定的に運営され、継続的に維持・拡大するような支援を創設すること。

また、地方のスポーツチームが行うICT技術を活用した、選手目線を疑似体験できるような新たな観戦手法の実証やPR映像配信への補助など、魅力向上の取組みに対して支援すること。

3 陸上競技場の認証取得への支援

地方でも有力選手が集う大規模大会やイベントの開催を可能とするため、陸上競技場の国際・国内認証の取得について、施設を所有する自治体の過度な経費負担にならないよう、財政面を含めた支援を行うこと。

4 総合型地域スポーツクラブの活動への支援

地域のスポーツ活動の拠点である総合型地域スポーツクラブが適切な運営ができるよう、クラブ運営に携わる人材の育成・確保や会員増に対して支援の充実を図ること。

【担当部署： 交流文化部 スポーツ課】

福井の歴史、伝統文化の発信・応援

【文部科学省】

本県には、我が国を代表する文化財や歴史遺産、伝統産業が集積している。地域固有の伝統・文化や歴史、風土に光をあて、国の「宝」としてその魅力を磨きあげ、観光誘客や交流拡大につなげていくため、以下の措置を講じること。

1 文化遺産や生活文化の国内外への発信

(1) ユネスコ無形文化遺産の登録促進

- ①ユネスコの未審査案件である^{しよどんしばや}諸鈍芝居（鹿児島県）を他の無形民俗文化財とともに渡来芸・舞台芸にグルーピングしてユネスコに提案するに当たっては、「糸崎の^{ほとけまい}仏舞」（国の重要無形民俗文化財）を含めることとし、早期に提案すること。
- ②越前和紙（国の重要無形文化財）をユネスコ無形文化遺産である「和紙」に早期に追加登録すること。
- ③「^{みずうみ}水海の田楽・能舞」、「睦月神事」（いずれも国の重要無形民俗文化財）を既に無形文化遺産に登録されている同種の文化財とあわせて「日本の田楽」として登録を目指すこと。
- ④日本固有の「温泉文化」について、これを保護・継承するための支援事業に取り組み、早期のユネスコ無形文化遺産登録を目指すこと。

(2) ユネスコ「世界の記憶」の登録

福井県敦賀市は、第二次世界大戦当時、外交官杉原千畝氏（在リトアニア領事代理）や建川美次氏（在ソ連大使）^{たてかわよしつぐ}らが発給した「命のビザ」を手にしたユダヤ人難民が上陸し、彼らを温かく迎え入れたゆかりの地である。関係者が一丸となって千畝氏等の記録をユネスコ「世界の記憶」に申請する際は、敦賀市が保有する資料を他の関係記録物と合わせて申請すること。

(3) 文化財名称の見直し

「重要文化財」という名称は、外国語に翻訳しても外国人にはその価値が伝わりにくいことから、名称を「国宝」に変更し、そのうち特に重要なものを「特別国宝」に変更するなど、文化財の活用促進に向けて見直しを検討すること。

(4) 国指定文化財への早期指定と修理・保存整備の推進

現在、保存活動を進めている旧京藤甚五郎^{きょうとうじんごろう}家住宅をはじめとして、建造物や史跡など本県には優れた歴史的な文化財が多数存在する。これら文化財を魅力ある資源として活用するため、国宝や重要文化財などに早期に指定するとともに、大規模な修理が必要な文化財が出てきていることなどから、文化財の修理・保存整備に対し、十分な予算額を確保すること。

2 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の再整備支援

(1) 発掘調査・整備支援

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡は、さらに発掘調査・整備を進めることにより、我が国中世都市の新事実解明など、その研究成果を活用して、文化観光やインバウンド推進に結び付けることができる貴重な文化観光資源である。

このように、学術的な新発見を見込むことができ、発信によって多くの観光誘客につながる文化財の発掘調査・整備については、既存の補助制度とは別枠で国が公募・選定し、より手厚く支援する新たな制度を設けること。

(2) 再整備支援

福井県では、経年劣化が進む遺跡の保存技術の確立を目指し、令和2年度から奈良文化財研究所と連携研究を開始している。

屋外の文化財を保護した状態で鑑賞できる手法を確立するなど、その成果は全国の史跡・名勝等の保存対策の基準となり得るものであり、この研究に基づき実施する再整備に対し、新たな支援制度を設けること。

【担当部署：交流文化部 文化課 / 教育庁 生涯学習・文化財課】

誰もが安心して暮らせる医療と福祉

【内閣府、こども家庭庁、総務省、厚生労働省】

1 新たな感染症発生に備えた対策の実施

(1) 医療提供体制のための施設・設備整備

今後の新興感染症を見据えた医療提供体制の構築に向け、平時から医療機関等における施設・設備整備や個人防護具等の備蓄を計画的に行うことができるよう、必要な財政的支援を継続すること。

(2) 専門的な人材の養成

感染症を専門とする医師・看護師等の人材の育成や資質の向上のため、国の機関における研修の実施など専門的な人材の養成のための施策を講ずること。また、職員を研修に派遣する医療機関等に対する財政的支援を行うこと。

(3) 国民への情報発信・普及啓発

新興感染症の発生時には、国において病原体の特徴や検査・診断方法の研究を行い、医療機関に対し研究結果による知見を速やかに情報提供するとともに、国民に対し感染対策や療養指導に関する情報発信を積極的に行うこと。

2 実効性のある医師確保策の実施

高齢化社会の進展による医療需要の増加や時間外労働上限規制の開始などにより、地域の医療体制を維持するには、さらなる医師確保が必要であるため、医学部臨時定員の見直しにあたっては、地域や診療科の偏在、時間外労働上限規制による地域医療への影響等の実態を把握のうえ、慎重に議論し、医師の偏在解消が進むまでは臨時定員を維持するとともに地域枠を確保すること。

3 医療におけるDXの推進

(1) 医療における全国共通のネットワークシステム構築

医師不足の地域においても専門医による遠隔診断が受けられるよう、患者のカメラ映像や検査データ等の診療情報等を共有できる全国共通のネットワークシステムを構築すること。

(2) 電子カルテシステム導入等への財政支援

電子カルテシステム導入は、これまで各医療機関の利便性向上や利益に資するものになるという理由から、地域医療介護総合確保基金の対象外であるが、国は、電子カルテシステム導入や電子カルテ情報の標準化を推進しており、医療機関でのシステム導入を加速するため、新たな補助制度の創設など財政支援を行うこと。

(3) オンライン資格確認の運営にかかる財政支援

医療機関におけるオンライン資格確認について、システム導入後には、通信料、保守料、セキュリティ対策料など多様な費用が生じるものの、現在の診療報酬上の措置（マイナ保険証で患者情報を取得した場合は2点加算）では十分な負担軽減になっていないことから、さらなる診療報酬上の措置を講じること。

4 病床機能再編支援事業の支援対象の拡充

国の病床機能再編支援事業では、医療機関が高度急性期、急性期および慢性期のいずれかの稼働病床を削減した場合、削減病床に応じた給付金を支給することとしているが、休止病床の削減は支援対象となっていない。

休止病床を削減する場合においても、病室改修や設備の撤去等に費用が必要となるため、支援の対象とすること。

5 陽子線がん治療の促進

- ① 令和4年4月の診療報酬改定で、大型の肝細胞がん、肝内胆管がん、局所進行膵がんなどの公的医療保険の適用が拡大されたが、がん患者の経済的負担を軽減し、陽子線治療を望む多くの方が治療を受けられるよう、これら以外の肺や食道などのがんについても早期に保険適用すること。
- ② 保険適用にあたり、診療報酬額が先進医療で実施していた際の治療費より低く設定されており、収入の減少により経営状況が悪化しているため、診療報酬額を適正な水準に引き上げること。

6 国民健康保険における支援の拡充

(1) 子どもにかかる均等割軽減措置の見直し

国民健康保険制度における均等割保険料（税）では、子どもの数が多いほど世帯の保険料負担が増加するため、令和4年度から子どもにかかる均等割保険料の軽減措置が導入されたが、対象が未就学児に限定され、その軽減額も5割である。子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲および軽減割合を拡充するとともに、軽減に要する経費はすべて国費で対応すること。

(2) 国の定率国庫負担等の引き上げ

医療費が近年の医療の高度化等により増加を続け、今後も増加すると見込まれる一方、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大などにより国民健康保険の被保険者数は年々減少を続けており、被保険者1人当たりにかかる保険料負担は増加している。

被保険者の保険料負担が増加すると収納率の低下を招き、国民健康保険財政の基盤が不安定となることから、財政基盤の確立を図るため、国の定率国庫負担の引き上げなど国による財政支援の拡充を図ること。

(3) 高額医療費国庫負担金の存続

国において、高額医療費負担金の在り方について検討されているところだが、現在の高額医療費負担金の国庫負担分が廃止された場合、その分はすべて保険料の上昇につながり、被保険者の負担が増大することから、国庫負担は廃止せずに存続すること。

7 先天性代謝異常等検査の対象疾病の追加

新たな治療法の開発に伴い、早期診断により予後を改善させることが可能になった疾病が増加していることから、先天性代謝異常等検査の対象疾患を追加するとともに、これらの疾患を対象とした検査に対する財政措置を講じること。

8 介護サービス事業所の感染対策に係る財源確保

重症化リスクが高い高齢者への介護サービスを提供する介護事業所については、感染対策の徹底が引き続き必要であり、施設内療養費を含め、通常のサービス提供では想定されない感染対策に要する「かかり増し経費」について、現在実施している支援や措置を継続するとともに、全額、国において必要な財源を確保すること。

9 訪問入浴介護の介護報酬の改善

在宅の重度者の清潔保持と心身機能の維持回復を図る訪問入浴介護は、サービス提供に要する労力や時間に比べて介護報酬が見合わず、また、入浴車両の老朽化の更新費用が高いなど、採算性が課題となり、事業所が減少しているため、実態を踏まえた介護報酬の改善等、適切な措置を講じること。

10 障がい者福祉の向上

(1) 医療的ケアが必要な重度の障がい者の支援

医療的ケアが必要な重度の障がい者の受け入れに対する基本報酬の引上げや入浴・送迎時に看護師を配置する場合の加算の新設など、日中の生活介護を含め、適正な報酬単価となるよう見直すこと。

(2) 強度行動障がい者の支援

強度行動障がいのある方を事業所で受け入れるには、専門的知識・技術を持った職員の確保や、窓や壁の強化や個室化等の障がい特性に応じた住環境の整備が必要である。手厚い人員配置でも収支均衡がとれる報酬設定とするとともに、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等において、強度行動障がい者に対応した施設整備を行う場合の加算を新設し、受け入れ事業所の拡大を図ること。

(3) 相談支援事業所の報酬単価

複数の事業所で連携体制をとることが困難な地方の小規模事業所等においては、経営が厳しく相談支援専門員が十分確保できない状況があることから、引き続き、地方の実態を踏まえた報酬水準の改善等、適切な措置を講じること。

(4) 重度訪問介護事業所の報酬単価

重度訪問介護事業所において、24時間対応とするためには、多くの支援員が必要となるが、利用者が少ない事業所は採算性が課題となるため、利用者が少ない地方においても同サービスを提供できる事業者を確保できるような報酬設定とすること。

(5) 障がい者の送迎等

障がい者の送迎については、就労や生活介護などの福祉サービスの利用に不可欠であるが、地方においては送迎距離が長く人件費がかかり、ガソリン価格の高騰により燃料費等の負担もさらに大きくなっているため、一律となっている単価を距離や送迎に要する時間に対応したものとすること。

また、障がい者の外出を支援する移動支援事業を特別支援事業化し、実施主体である市町村への補助を充実させること。

(6) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の確保

地域の実情に応じたサービス提供体制整備のため、老朽化した入所施設の改修や、就労支援などの日中活動系サービス、障害児支援の充実のための施設整備に係る社会福祉施設等施設整備費国庫補助金および次世代育成支援対策施設整備交付金について、各都道府県の整備計画に対応できるよう十分な予算の確保を図るとともに、建築資材の高騰等に対応し基準単価を増額すること。

(7) 軽度・中度難聴児に対する支援

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児について、補聴器の装着により、成長期における言語の習得や学習、コミュニケーション力の向上を図ることが必要であるため、子育て支援の観点からも、補装具費支給制度の対象とすること。

(8) 精神障がい者へのサービスの充実

精神障がい者についても、身体障がい者や知的障がい者と同様に、運賃や利用料の減免などの支援が受けられるように、国としてJRなどの公共交通機関に対して働きかけを行うこと。

(9) 障がい者への合理的配慮

障害者差別解消法の改正を踏まえ、民間事業者のバリアフリー化等に対する財政支援や、自治体への専門相談員の配置にかかる財政支援を行うこと。

11 障がい児受入や子どもの健康管理のための財政支援の拡充

障がい児保育の充実のため、市町の交付税算定に当たっては年度途中に入所する障がい児も含めた算定とするなど算定方法を見直し、十分な財政措置をすること。

また、子どもの健康や安全面の体制強化のため、保育所等の幼児教育・保育施設への看護師配置を積極的に進めるための園に対する財政支援を行うこと。

12 介護従事者の処遇改善の促進

施設と介護従事者の充実による安心介護を実現するため、介護報酬制度において従事者全体の処遇改善に確実に繋がるものが担保される恒久的な制度を構築するとともに、都道府県および各サービス事業所の事務負担が増加しないよう、手続き等について簡素な制度設計とすること。

13 民生委員の処遇改善

民生委員法第10条により、民生委員には給与を支払わないこととなっているが、民生委員の職責および業務量の増加に鑑み、民生委員に必要な活動費を支給できるよう、財政支援を拡充すること。

また、民生委員の担い手不足解消のため、その活動内容に対する理解促進を図るとともに、活動をサポートする支援員の設置など民生委員の負担を軽減する仕組みづくりへの財政支援の充実を図ること。

14 骨髄ドナー支援制度の創設

官公庁や大手企業等で導入されている「骨髄ドナー特別休暇制度」の法制化を進めるとともに、ドナーが勤務する企業等への休業補償制度等を創設すること。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課、長寿福祉課、健康政策課、障がい福祉課
こども未来課、児童家庭課、地域医療課、保健予防課】

県民の安全・安心の向上

【内閣府（警察庁）、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省】

1 治水事業の推進

（1）吉野瀬川ダム建設事業の推進

北陸有数の製造品出荷額を誇る越前市を洪水から守るために、ダム本体工事に必要な予算措置を行うこと。

（2）九頭竜川上流ダム再生事業の推進

近年の激甚化する豪雨等による洪水から福井市をはじめとする九頭竜川流域を守るため、九頭竜川上流の既設ダムの有効活用によるダム再生事業の調査検討を速やかに行い、治水機能の増強を図ること。

（3）九頭竜川、日野川、北川改修事業（直轄事業）の推進

①日野川上流の県管理区間やその支川の水位を下げる効果が期待される日野川の久喜津地区（福井市）、朝宮地区（福井市）の河道掘削（日野川水防災・湿地創出事業）を推進すること。また、九頭竜川や日野川における堤防拡築等（フェニックス堤防整備事業）についても推進すること。

②小浜市中心部を洪水から守るため、北川の高塚地区（小浜市）の河道掘削等を推進すること。

（4）底喰川、大蓮寺川、笙の川改修事業（補助事業）の推進

市街中心部を流れ、複数の橋梁架替えや地下放水路の築造を推進している底喰川（福井市）、大蓮寺川（勝山市）および笙の川（敦賀市）の「大規模特定河川事業」に対し、必要な予算措置を行うこと。

(5) 県管理河川のしゅんせつ・伐木対策に対する支援

中小河川におけるしゅんせつ・伐木対策を推進するため、「緊急浚渫推進事業債」に必要な予算措置を行うとともに、令和6年度までとなっている事業期間を延長し、継続的に予算を確保すること。

2 「流域治水」の推進

「流域治水」を迅速かつ強力に推進するため、あらゆる関係者が積極的に取り組めるよう、関係省庁において支援制度の拡充および必要な財源の確保を図るとともに、「特定都市河川」の円滑な指定に向けて、雨水浸透阻害行為の許認可事務等に対する財政的・技術的支援を行うこと。

3 雪に強い国土の形成

(1) 雪に強い道路の整備推進

北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道8号等の物流の根幹を担う主要幹線道路において、消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や大型車の一時待避所を確保すること。

(2) 広域的な車両流入の抑制

大雪時は非常時であることを国民が理解し、企業や公共機関、学校等を含めた社会全体での協力体制を構築するため、政府一体となって、荷主等も含めた経済団体に対し、不要不急の外出自粛、時差出勤やテレワークの推進による出社抑制、配送計画の見直しを広域的に周知・啓発するなど、大雪時に車両流入を抑制するための国民の行動変容に向けた取組みを進めること。

(3) 情報発信の強化と通行止めの早期解除

予防的通行止めの実施においては、国、NEXCO 共に管轄区域を超えた連携による事前広報の強化を図るとともに、降雪予報や除雪進捗を踏まえた通行止め解除の目途について、可能な限り運転者に発信するよう努めること。併せて、一路線を先行して集中除雪するなど、通行止めの早期解除に最大限取り組むこと。

(4) 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保等

地方自治体が道路除雪を円滑に実施できるよう、雪寒地域道路事業費補助（補助率 2 / 3）や除雪機械購入費等について、要望に対し予算総額を確保するとともに、市町に対する社会資本整備総合交付金（補助率 2 / 3）や臨時道路除雪事業費補助（補助率 1 / 2）の予算措置を拡充し、雪寒指定道路や幹線市町道以外の道路も対象とすること。

また、特別交付税の措置について、繰り上げ交付を含め特段の配慮を行うこと。

(5) 安定的、継続的な除雪体制の確保

①地域防災を担う建設業とオペレーターの育成・支援環境の整備

地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレーターの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境を整備するため、少雪の年でも除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上において、労務費も対象に含めること。

また、オペレーターの労務単価における休日割増について、週 1 回の法定休日だけでなく、年末年始や祝日、週休 2 日を対象日として拡充すること。

② ICTを活用した除雪機械操縦自動化等の実証実験の実施

除雪オペレーターの確保および作業効率の向上のためには、ICTを活用した除雪車の導入が必要不可欠であることから、新技術を活用した機械操縦の自動化および吹雪時の車両運転支援技術の実証実験を、国主体で福井県内において実施するとともに、地方の除雪作業の効率化・省人化に向けた取組みに対し、財政支援の充実を図ること。

4 社会インフラの長寿命化対策の推進

- ① 老朽化が進行する公共施設等について、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策として、計画的に長寿命化対策を実施できるよう、要修繕箇所の対策を確実に実施するための予算を安定的に確保すること。
- ② 県営排水機場の長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型の対策が推進できるよう、排水ポンプ設備の更新を実施する「河川メンテナンス事業」に必要な予算措置を行うこと。
- ③ 堤防や小規模な水門・排水機場等は、治水上重要なインフラであるため、これらの河川管理施設の定期点検についても、橋梁やトンネルなどの道路施設と同様に補助の対象とすること。
- ④ 堤防や樋門・水門等の河川施設の適正な維持管理は、長寿命化対策を推進するうえで非常に重要であることから、河川施設の点検や台帳の整備等の維持管理業務について、省力化、効率化、高度化が期待できるインフラDXの推進に必要な予算措置を行うこと。
- ⑤ 洪水被害の発生を防止するため、事前放流等のダム操作を確実にに行えるよう、ダム設備の修繕、更新について予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。

- ⑥ 下水道施設は、計画的な設備・管路の改築を目的としたストックマネジメント計画を策定しており、今後は、耐用年数を過ぎた多くの機器更新が予定されている。下水道が水質保全等公共性の高い役割を担っていることを踏まえ、下水道施設の改築について、機器更新が滞ることのないよう、防災・安全交付金による必要な予算措置を行うこと。
- ⑦ 橋梁やトンネルなどの道路インフラ施設について、長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型の修繕が図れるよう、予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ⑧ 水道は、生活を支えるライフラインであり、将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な給水が確保されるよう基盤強化を図る必要があるため、生活基盤施設耐震化等交付金について、採択基準の緩和および補助率の引き上げを図るとともに、十分な予算措置を行うこと。

5 盛土規制法の施行における支援

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく盛土規制を早期に施行するため、規制区域指定に関する近隣府県との調整が円滑に進むよう支援するとともに、規制区域指定後に行う既存盛土調査に対しても必要な予算措置を行うこと。

6 通学路等における交通安全対策の推進

通学路等の安全対策を計画的かつ集中的に実施していくため、交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）に必要な予算措置を行うこと。

また、通学路交通安全プログラムに基づく通学路や未就学児の移動経路の安全対策についても、確実に事業促進が図られるよう補助制度の対象とすること。

7 防災・減災に役立つICTの開発および支援

水防活動の円滑化を図るため、河川管理者以外が設置する小規模な水門・樋門等について、国が進めている排水機場操作の遠隔化など、インフラDXの推進および技術開発の促進を図ること。加えて、整備に必要な予算措置を行うこと。

8 地元建設事業者の受注機会の拡大

国の直轄事業やNEXCO中・西日本の舞鶴若狭自動車道4車線化における工事発注において、地元の中小建設業者や測量・調査・設計業者の入札参加機会を確保するとともに、県産品の活用を促進すること。下請業者には、地元建設事業者を優先的に採用するよう、受注者に強く要請すること。

9 地元建設産業の担い手確保

建設業における働き方改革を推進し、地域の安全・安心を支える地元建設産業の担い手を確保するため、国が示す週休2日制の補正係数の更なる割増しを行うとともに、福井県が全国でも先進的に取り組んでいる毎週土日を現場閉所とする完全週休2日制について積算基準（補正係数）を新たに設けること。

また、建設現場の生産性向上を図るため、ICT工事の普及・拡大に向けた技術支援や積算基準を見直し、工事費用を増額するなど建設事業者が取り組みやすい環境を整えること。

10 防災・減災対策への支援の充実

避難情報を確実に伝達するため、スマートフォン等を持たない世帯にも発信できる情報伝達手段の普及に対して、緊急防災・減災事業債の期限延長など財政措置の充実を図ること。

また、避難行動要支援者の個別避難計画策定の必要性について、住民に分かりやすく周知するとともに、計画作成のための補助制度の創設など財政支援を充実すること。

11 防災気象情報の精度向上と分かりやすい情報の発信

令和4年8月大雨など、急な大雨においては、住民の避難行動に必要なリードタイムの確保が困難であることから、予測精度の向上を図ること。

また、地方整備局が実施する「大雪に関する緊急発表」について、福井県に対しては複数の整備局から発表されることから、一本化するなど、気象情報を住民・自治体に分かりやすく発信すること。

12 高速交通網の整備に伴う交通安全施設の充実強化

北陸新幹線福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道全線開通など、高速交通網の整備に伴う交流人口の増加を見据え、広域的な交通規制や災害対策に資するよう、交通安全施設の充実強化に向けた補助拡充を図ること。

13 消防の連携・協力に係る財政支援等の充実

消防の連携・協力の要である消防共同指令センターは、整備に多大な費用と、計画から運用開始まで長期を要するため、計画的に整備を行えるよう緊急防災・減災事業債の期限延長など安定した財源措置を行うこと。

14 消防防災ヘリコプター操縦士の確保対策の強化

消防防災ヘリコプターの二人操縦士体制の確保については、免許取得費用への財政支援など国の責任において操縦士の養成・確保に引き続き取り組むこと。

15 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物および漂流・海底ごみの回収・処理や発生抑制などに要する経費について、海岸漂着物処理推進法の趣旨に基づき、令和6年度以降も継続支援するとともに十分な予算を確保すること。

また、海外からの漂着物の割合が高い能登半島以西の日本海沿岸地域について、補助率の引上げを行うこと。あわせて、中国等の発生国に対し、抑制措置等を強く求めること。

16 特別天然記念物カモシカの獣害対策

特別天然記念物カモシカの生息地が山地から里山付近へ拡大している中、市街地においても人的被害や迷惑行為が拡大しており、その対策として、捕獲等に関する柔軟な対応ができるような制度の見直しを図ること。

【担当部署： 防災安全部 危機管理課、消防保安課 / エネルギー環境部
循環社会推進課 / 健康福祉部 医薬食品・衛生課 / 土木部
道路建設課、高規格道路課、土木管理課、道路保全課
河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課
/ 教育庁 生涯学習・文化財課 / 警察本部 交通規制課】

原子力施設へのテロに係る対処能力の強化

【内閣府（警察庁）】

欧米諸国を始め世界各地において、テロが相次いで発生しているほか、朝鮮半島情勢については、依然として先行きが不透明であり、我が国の安全に対する重大な脅威となっている。

このような情勢に対応し、原子力施設のテロ対策を強化するため、下記の対策を講じること。

1 緊急展開力の強化

緊急時の部隊投入に要する時間を大幅に短縮するための待機寮等を原子力施設警備隊敷地内に整備すること。

2 原子力施設警備隊の体制強化

原子力施設の警戒警備の徹底のため、原子力施設警備隊の体制を強化すること。

【担当部署：警察本部 警備課】

原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置

【内閣官房、内閣府、総務省、防衛省、原子力規制委員会】

令和4年3月にロシアは、稼働中のザポロジエ原子力発電所を武力攻撃した。また、北朝鮮はミサイル発射を頻回繰り返しており、差し迫った脅威として現に存在している。

福井県には全国最多の15基の原子力発電所が立地しており、県民はこうした事態に大きな不安を抱いている。

令和4年12月に閣議決定された国家安全保障戦略においては、原子力発電所の防衛に関し、幅広い武力攻撃事態に切れ目なく的確に対処できるようにすることなどが掲げられており、国は武力攻撃に対する原子力発電所の安全確保と地域住民の避難等について、国家安全保障と立地地域の安全・安心の観点から、以下の対策を講じること。

1 武力攻撃に対する防衛

原子力発電所が武力攻撃された事実に鑑み、いかなる事態にも迅速に対応できるよう自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。

2 嶺南地域への自衛隊の配備

原子力発電所の防護に関し、平時の監視体制から有事の防護体制への円滑な移行および迅速な事態対処について、関係機関と連携した訓練、演習の実施等により十分な検証を行うこと。

大規模災害やテロ行為への対策の充実はもとより、万が一の有事に備え、本県嶺南地域への自衛隊部隊を配備し、原子力発電所の安全確保および防護体制に万全を期すこと。

3 国民保護法等の関係法令の検証

武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策および防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、その結果および対応方針を県民・国民に明らかにすること。

【担当部署：総務部 市町協働課 / 防災安全部 危機管理課】

拉致問題の早期かつ全面解決の実現

【拉致問題対策本部】

1 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

全国には、800人を超える北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者がいる。うち本県関係者で氏名が公表されている方は4人おり、家族の方も帰りを待ち望んでいる。

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国してから20年が経過した。この間、拉致被害者とその家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決には一刻の猶予もない。

家族会・救う会は、令和5年2月に北朝鮮に対し、「親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国が実現するなら、我が国が北朝鮮に人道支援を行うことに反対しない」という新しいメッセージを発表した。

また、岸田総理大臣は、今年の全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会で、「総理大臣として自らが先頭に立ち、政府を挙げて、全力で取り組む」と強い決意を表明した。

政府は、引き続き米国をはじめとする国際社会との連携により北朝鮮への圧力を緩めることなく、日朝首脳会談の実現も見据え、一刻も早く拉致問題が解決できるよう、あらゆるチャンスを逃すことなく最大限の努力を尽くすこと。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課】